

平成30年10月4日

◎加藤委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（10時1分開会）
御報告いたします。坂本孝幸委員から、公務のため少しおくれる旨の連絡がっております。

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元の付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、10日、水曜日の委員会で協議していただきたいと思っております。

お諮りいたします。

日程については、先ほど説明のとおり行いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

（異議なし）

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

それでは日程に従い、付託事件の審査及び報告事項を一括議題とし、各部の説明を受けることにします。

《中山間振興・交通部》

◎加藤委員長 それでは、中山間振興・交通部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎川村中山間振興・交通部長 中山間振興・交通部長の川村でございます。

それでは、所管の提出議案につきまして御説明を申し上げます。お手元の議案説明書②の24ページをお開きください。

まず議案といたしまして、中山間地域対策課が2件。交通運輸政策課が3件、合わせて7,055万7,000円の増額補正予算を提出させていただいております。

26ページをお願いいたします。中山間地域対策課からは、離島航路運営費補助金と、中山間地域生活支援総合補助金の増額をお願いしております。離島航路運営費補助金は、須崎市浦ノ内湾の坂内～埋立航路と宿毛市の沖の島～片島航路の二つの航路の運営で生じた、欠損の一部を補填するものでございます。

また中山間地域生活支援総合補助金は、7月豪雨等により生活用水施設が被災したことから、その本格復旧に向けた迅速な支援を、こうちふるさと寄附金を活用して実施しようとするものでございます。

次に28ページをお開きください。交通運輸政策課からは、航空路線利用促進事業委託料、

航空路線維持対策事業費補助金、航空路線利用促進事業費補助金の増額をお願いしております。まず航空路線利用促進事業委託料は、ジェットスター・ジャパンが本年12月から就航する成田路線、関西路線の周知を図るために、県内で行うPRなどに要する経費で、一般社団法人空港振興・環境整備支援機構からの助成を受けて行うものでございます。

航空路線維持対策事業費補助金は、成田路線、関西路線につきまして、高知龍馬空港の着陸料相当額及び航行援助施設利用料を航空会社に補助するものでございます。

三つ目でございます。航空路線利用促進事業費補助金は、同じく成田路線、関西路線の利用促進のために、航空会社が実施する路線のPR事業に対する補助を行うものです。

次に、補正予算の専決処分について御説明をいたします。お手元の議案説明書④の9ページをお願いいたします。9ページからが専決処分報告の説明となっております。13ページをお願いいたします。

この8月の臨時の産業振興土木委員会で御説明させていただきました、ジェットスター・ジャパンの新規就航に伴い必要となります高知龍馬空港の共用施設の新設や、航空会社が行うカウンター業務に必要な備品の整備に要する経費への助成、合わせて4,676万3,000円の専決処分につきまして御承認をお願いするものでございます。詳細につきましては、それぞれの課長から御説明を申し上げます。

私からの説明は以上でございます。

〈中山間地域対策課〉

◎加藤委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

最初に、中山間地域対策課の説明を求めます。

◎池上中山間地域対策課長 中山間地域対策課長の池上でございます。それでは、中山間地域対策課の補正予算について御説明をいたします。

先ほど部長から御説明をいたしましたとおり、今回補正をお願いいたしますのは、離島航路運営費補助金2,159万8,000円と、中山間地域生活支援総合補助金1,373万1,000円の増額でございます。

お手元にお配りをしております委員会資料の赤のインデックス、中山間地域対策課の1ページをお願いいたします。まず離島航路運営費補助金でございます。1に書いてありますように、離島航路運営費補助金は、離島航路の維持や改善を行うことで、離島地域の住民の皆様の生活の安定と向上を図ろうとするもので、国の補助制度に連動させて航路の運航により生じた欠損額の一部を補助するものです。

現在、国から補助対象航路として指定を受けております離島航路は、2にお示しをしておりますとおり須崎市の浦ノ内湾を巡航する坂内～埋立航路と、宿毛市の沖の島、鶴来島と片島とを結ぶ沖の島～片島航路の二つで、それぞれ須崎市と宿毛市が直営で運航している公営の航路です。

3にあります補助対象期間ですけれども、平成28年10月1日から平成29年9月30日までの平成29航路年度で、平成30年3月に国の補助金額が確定しましたことから、例年お願いしておりますとおり、この9月議会で補正をお願いをするものでございます。

4にあります補助金額の算定方法ですけれども、国の監査を受けた後の実績欠損額から、国庫補助金で補填される金額等を差し引いた、残りの欠損額の3分の2を県が補助するというようにしています。

県の補助金額といたしましては、5の一覧の右端に記載しておりますけれども、須崎市に対する補助が1,105万2,606円、宿毛市が1,054万5,062円、合計で2,159万7,668円でございます。

これらの航路は、地域住民の皆様にとりまして通学や買い物、通院、生活物資の運搬など、暮らしを支える上で欠かすことができない交通手段として、大きな役割を果たしております。県としましては人口減少が進む中、利用者数の増加策などについて、両市初め関係者ととも検討、協議しながら、継続して支援を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、2ページをお開きください。中山間地域生活支援総合補助金でございます。この補助金は過疎化、高齢化が進む中山間地域で地域住民の皆様が安心して暮らし続けることができる生活環境づくりを目指して、生活用水や食料品などの生活用品、移動手段の確保の取り組みを支援するもので、このうち生活用水の確保につきまして、今回の7月豪雨等により被災した、給水施設の本格復旧に向けた支援に必要な予算の増額をお願いするものです。

2にありますとおり、被害状況につきましては、豪雨直後に全市町村に対して給水施設の被災状況調査を実施いたしました。この結果、9市町村16地区で土砂の流入等による濁りの発生や水量不足、断水などの被害が生じているということが判明いたしました。このうち10地区につきましては、施設の損傷が比較的軽微であったことなどから、市町村において飲料水の配布などの応急対応を行うとともに、市町村や地域住民の皆様により施設の緊急修繕が実施をされたところです。一方、安芸市、大豊町、梶原町の6地区におきましては、応急復旧により生活用水は確保できているものの、施設が大きな被害を受けていることから、本格復旧に向けた対応が必要な状況となっております。

3市町6地区の詳細につきまして、その下にあります3の補正予算の内容の一覧で御説明をいたします。安芸市畑山の和田地区では、山からの土砂や流木等により水源地が埋没し取水施設が大破したため、別の場所に井戸を掘り、ポンプ、滅菌機や配水管を設置する予定です。二つ目の同市下山の名綱地区につきましては、取水堰ののり面が崩壊し大量の土砂が堆積したため、その土砂を撤去し、のり面に落石防止ネットを設置するとともに、配水管を交換する予定です。三つ目の同市栃ノ木の西地地区につきましては、床上浸水により各家庭の取水ポンプが故障したため、地区で共同の井戸を掘り、滅菌機や配水管を設

置することとしています。

次に、大豊町岩原の本村、野地地区につきましては、近隣の山で大規模な崩壊が
発生し、排水管が破損したため、被災箇所を迂回して配水管を設置する予定です。

最後に、栲原町の坪野田地区、神の山地区につきましては、土砂崩れにより配水管の破
損、ろ過槽や貯水タンクへの土砂の流入、管理道の一部崩壊が生じたため、配水管を交換
し施設の土砂を洗浄するとともに、管理道の整備を行う予定です。

以上、給水施設の本格復旧への支援の必要額は合計で4,615万4,000円で、このうち
3,242万3,000円については、既存予算で対応をすることとしておりますので、補正予算と
いたしましては1,373万1,000円を計上させていただいております。なお、財源としまして
は、7月豪雨の災害に対し災害支援としていただいた、こうちふるさと寄附金を充当して
おります。

私からの説明は以上です。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 最後に言われた財源の関係で、災害支援のためのふるさと寄附金の中
から充てたということなのですが、災害支援のために使っていただきたいという形でふる
さと寄附がされた総額は、幾らあったんですか。

◎池上中山間地域対策課長 通常行っておりますふるさと寄附金は、ポータルサイトで寄
附を集めているんですけども、その中で災害支援ということで寄附を募ったところ、8
月14日の時点で1,751万円の寄附が集まっております、その時点で9月補正対応をやっ
ておりましたので、この寄附金を活用させていただくということになりました。

◎坂本（茂）委員 そしたら災害支援として寄附されたのは1,751万円で、そのうち1,373
万円をこの事業に充てるということですか。

◎池上中山間地域対策課長 もう一つ、県の中で事業に充てていると財政課からは聞いて
おりますけれども、私どもの事業をメインでやっていると、金額的にはそこが1番多いと
いうことになります。

◎坂本（茂）委員 そのふるさと寄附金を充てる際の優先度というか、それは財政課の判
断になるのかもしれませんが、その辺を。たまたまこの中山間地域の生活支援総合
事業費が、金額的に適当だったということなのかどうか。どの事業に充てるかという判断
は、もう全然関与する余地はなくて、全て財政課が判断するという事柄なんでしょうか。

◎池上中山間地域対策課長 私どものほうは歳出予算ということで予算も組ませていただ
いて、査定を受けて議会へ御提案をさせていただく予算額は決まるんですけども、財源
対策については、総務部でやっていくことになりますので。今回で言えばもう一つ危機管
理部の補助金へ充てておまして、それが370万円余りです。それと私どもの補助金へ充て
ているということです。

◎坂本（茂）委員 あとは財政課がどんな判断でやりゆうのかという、例えば、わざわざこの寄附金を充てなくても、ひょっとしたら国からの、災害復旧に対する予算措置の中で国の財源を充てれるんやったら、そっちを充てたほうがと思うたりもするんですけども、いや、もうこれ以上はこちらでは聞きません。

◎西森委員 離島航路の運営費補助金ですけども、それぞれ須崎と宿毛の航路事業者がどこなのかと、あと運航便数とかも教えていただければと思います。

◎池上中山間地域対策課長 航路事業者、公営でございますので須崎市と宿毛市、それぞれ市営で運営をしております。須崎市については現在、ことしの4月1日からですけども、1日3往復の運航になっておりまして、運航日は月曜日から土曜日です。一方、宿毛市については毎日運航で、1日2往復の運航となっております。

◎西森委員 それで、実績欠損額から国の補助金を引いて残ったものが対象額になって、その3分の2を県が補助するという算定方式なんですけれども。この実績欠損額はやっぱりふえてきているんでしょうか。利用者がどうなっているのか、ここ数年の推移とか、そのあたりお聞かせいただければと思います。

◎池上中山間地域対策課長 まず利用者の推移なんですけれども、須崎市で見ますと、25航路年度からこの29航路年度までの5カ年の平均で見ますと、1万1,600人ぐらいになっております。ただ29航路年度に限って見ますと7,300人ですので、この何年間で減ってきている状況にあります。一方宿毛市につきましては、同じくこの5年間の平均で1万7,000人ぐらいです。29航路年度も1万7,000人程度で、ほぼ横ばいという状況になっております。

収支の状況なんですけれども、これについては、例えば船の定期点検といったことで、一時的にどうしても費用がかさむこともありますので、実績の欠損額については少し動きはあります。須崎市で言いますと29航路年度、今資料にお示しをさせていただいているのが2,900万円余りなんですけれども、大体これぐらいの数字でここ5年ぐらいは推移をしております。宿毛市については、今回7,400万円になっておりますが、昨年度はエンジン点検であるとか、その間代船を借り上げたりということがありましたので、1億円を超える欠損が出ていまして、その手前と言いますと大体8,000万円台の欠損額という推移になっております。

◎西森委員 そうすると毎年この9月に補正で出てくるということですけど、県の補助金額としては両方合わせて大体2,000万円ぐらいになっているんでしょうか。

◎池上中山間地域対策課長 補助金額については、国の算定が少し特殊な要素を加味している関係もあって、それによって県の補助金は少し動きが出てきていますが、大体2,000万円から3,000万円ぐらいの間で。ただ去年については、宿毛市の欠損額が大きかったことでもありますので、トータルで言いますと4,000万円近い補正をお認めいただいているところです。

◎三石委員 7月の豪雨等による給水施設の被災状況で、3市町村6地区の本格復旧に向けた支援のために、必要な補正予算を計上すると、ふるさと寄附金を充てるといってお話がありました。そこで、被害が比較的軽微だった10地区では、飲料水の配付などの応急対応を行い、地域住民や市町村による施設の緊急修繕を実施、と書かれていますが、ここらもう補正というか補助金をやらなくても、自立で本当にやっつけているんですか。

◎池上中山間地域対策課長 調査をいたしましたときに、被害の状況とともにどういった応急対応、それから修繕をしたかについても、市町村を通じて詳しくお話を伺っております。例えば、宿毛市で1カ所漏水というところについては、市の単独事業によって修繕を行っているでありますとか、それから本山町につきましても、やはり町の単独事業で対応をされていて、現状ではもう濁りが出たりという状況はないと、復旧をして完了しているということで報告をいただいております。

◎三石委員 ということは、10地区ではもう全部改善されているということですか。補正で補助金をやらなくてもやれているということやね。お金がないから諦めてくれっちゃうことではないわけね。

◎池上中山間地域対策課長 そういうことではございません。調査をする際にも、もちろん補助金の活用の有無はお聞きしておりますけれども、現状としてどうなっていて、どういった対応をされるのかといったことも含めてお聞きをしておりますので。補助金がないから、お金がないからと、お断りをしているということではございません。

◎三石委員 時々こういう状況やからやってほしいと願っても、お金がないと、補助金がないから諦めて、来年度に回してくれとかいうことがあるんですよね、これに限らず。そういうことではないということですね。

◎吉良委員 私も生活用水のことを。これ3戸以上となっているんですよね。高知の中山間地域は谷筋が多くて、隣同士の戸でもその水源が違っている場合があるんですよね、高知市なんかもそうなんですけれども。それで、3戸以上ということで使えないところも多々あるわけよ。さっきおっしゃったように、市町村で個別に対応するようなものがあればいいんですけれども、ないところもあるんじゃないかと思うんですけれどもね。その辺、調査なさっていますか。

◎池上中山間地域対策課長 まず3戸以上というお話なんですけれども、要綱上原則3戸以上とさせていただいております。ただ、市町村が施行して、かつ市町村が施設台帳に記載をして管理をされるということであれば、3戸未満の場合も補助対象としていくということで、要領上定めをしております。原則3戸というところですよ。市町村でどれぐらい単独で、この生活用水に関係する支援制度等があるかについては、今全貌を把握をしている状況ではありませんけれども、基本的には大体この生活用水の補助金と連動させる形で、補助要綱を設置されているのが通常ではないかと思っております。

◎吉良委員 原則は3戸なんだけれども、その管理が公的な自治体があれば、1戸でも対象になるということ、きちっと徹底させていただきたいと思うんですね。本会議でも、1戸でも対応できるようになっているということ聞いたんですけどもね、やっぱりこうやって文書で見ると、あれ、聞いたのに3戸以上になってんじゃないみたいになりますのでね。やっぱりその辺はきちんと担当者が、各市町村に対しても徹底していくことを求めておきたいと思うんですが、よろしいですか。

◎池上中山間地域対策課長 生活用水の関係等についても、市町村と連絡を取りながら常にやっておりますので。補助事業について、例えば要望調査をするであるとか、そういう機会にそういったことを、おっしゃっていただいたことについても徹底をしていきたいと考えております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈交通運輸政策課〉

◎加藤委員長 次に、交通運輸政策課の説明を求めます。

◎岡田交通運輸政策課企画監 交通運輸政策課、企画監の岡田と申します。

このたびのジェットスター・ジャパンの成田路線と関西路線の新規就航に関する9月補正予算の見積もりと、専決処分について御説明いたします。8月30日に開催していただいた、臨時の産業振興土木委員会で説明をさせていただいた内容と重なるところがありますが、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の委員会資料の赤色のインデックス交通運輸政策課のページをお開きください。国内LCC路線の新規就航に伴う支援について御説明いたします。

まず、資料の左上のLCC高知路線の就航に記載しておりますとおり、ジェットスター・ジャパンから成田と関西の2路線を同時に開設し、12月19日からそれぞれ1日1往復の運航を開始することを発表していただきました。ここには記載をしておりますが、運賃は片道で成田路線が4,990円から、関西路線が3,990円からと、いずれも5,000円を下回る大変リーズナブルな運賃になっております。

LCC就航によるメリットにつきましては、1点目は、成田空港と関西空港という2大国際ハブ空港に高知が直結すること。2点目は、リーズナブルな運賃であることが挙げられます。このことによりまして首都圏や関西圏、そして海外と高知との交流人口が拡大することが期待できます。

次に、資料の上段の右側には、LCC路線の活用の方向性としまして、①県民の利便性向上、②国内観光客の増加、③インバウンドの増加を掲げております。

まず、①の県民の利便性向上については、国内外への旅行の増加を促す施策、また地産外商の面でも、営業範囲の拡大や営業コストの縮減といったことによりまして、県内企業のビジネスチャンスの拡大に向けた施策に取り組むことが可能となります。

次の②国内観光客の増加については、来年2月からの自然・体験型観光キャンペーンともタイアップした新たな観光客の創出、取り込みや、松山空港、高松空港と連携した四国周遊観光のPR、そしてジェットスターグループの国内の航空ネットワークを活用した誘客に取り組むことが可能となります。

③のインバウンドの増加については、成田空港、関西空港を利用する外国人の誘客や、ジェットスターグループの海外の航空ネットワークを活用した誘客など、外国人旅行者のさらなる増加につなげる施策に取り組むことが可能となります。

次に下段の左側、高知龍馬空港の利用者数見込みをごらんください。ジェットスター・ジャパンは180席の機材で運航しておりまして、搭乗率の目標は85%とお聞きしています。このことを考慮して、成田と関西路線のLCC利用者数の見込みは、年間でおおよそ22万人としています。下のグラフは5月に設置した高知龍馬空港・航空ネットワーク成長戦略検討会議による目標値をあらわしたもので、空港の利用者数は平成29年度の146万人に対して、4年後の目標を180万人としています。

次に、その下の投資を上回る経済波及効果の期待をごらんください。ここで試算をしていますのは、成田と関西路線の年間搭乗率を85%とした場合の、LCCがあったから高知に来たというような、新たな観光客のみの経済波及効果でございまして、その効果は1年間でおおよそ12億円となっております。

次に、右側の9月補正予算見積額をごらんください。お諮りする9月補正予算の見積もり内容について記載しております。まず①航空路線維持対策事業費補助金の2,022万8,000円は、航空会社が国に支払う高知龍馬空港への着陸料と、管制塔などの無線の施設などの航行援助施設の利用料といった、運航に要する経費の全額補助分を計上しています。着陸料補助としては743万9,000円を、また航行援助施設利用料の補助として1,278万9,000円を計上しています。

次の、②航空路線利用促進事業費補助金の1,000万円は、成田と関西路線の利用促進を図るために、航空会社が実施するインターネット広告や、インフルエンサーを活用したSNSでの情報拡散、また新聞雑誌等での広告など、情報発信をする取り組みに対して定額補助を行うものです。

次の、③航空路線利用促進事業委託料の500万円は、成田と関西路線の利用促進を図るために、県の委託事業として行うものです。路面電車のラッピング広告や、経済団体等を通じた県内企業や旅行会社へのPR、そしてLCC特有のチケットの購入方法や、荷物の預け方等の周知に取り組むこととしています。なお、この委託事業については、国の外郭団体である一般財団法人空港振興・環境整備支援機構から助成を受けて実施する予定でございまして。

またこのほかにも、補正予算には計上しておりませんが、マスコミや県の広報媒体を有

効に活用するとともに、県外事務所とも連携して、県人会など本県にゆかりのある団体や企業を通じたPR活動にも取り組むようにいたします。

次に、その下の専決処分について御説明いたします。専決処分につきましては、8月30日に開催していただいた臨時の委員会で御説明をさせていただきました。内容は、成田と関西路線の開設に伴って必要となります、利用客の手荷物を運ぶベルトコンベヤーやカウンター等について、11月中の整備完了が必要であることから、整備に要する経費4,676万3,000円の補助の専決処分をさせていただいたものでございます。施設の整備につきましては、現在、空港ビルとジェットスター・ジャパンが12月19日の就航に向けて準備を進めておりまして、11月中に整備が完了する予定となっております。

9月補正予算の見積もりと専決処分の内容について説明をさせていただきましたが、今後は成田と関西路線の定着と早期の増便を目指して、航空会社や関係機関と力を合わせて取り組むようにいたします。

以上で、私からの御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 続いて、7月2日の委員会において吉良委員から要請のあった件について、報告の申し出がっておりますので、あわせてこれを受けることといたします。

◎濱田交通運輸政策課長 交通運輸政策課長の濱田でございます。7月2日に開催をされました産業振興土木委員会におきまして、吉良委員から要請のございました高知市内のバス路線の新設に関する住民からの御要望につきまして、関係する高知市やとさでん交通に考え方などを確認をいたしましたので、御報告をさせていただきます。

まず、高知市にお聞きをしたところ、地域の皆様の切実な思いであると受けとめており、地域の皆様の御要望にできる限り沿うものとし、多くの市民に御利用いただけるようにしていきたいという思いではあると。ただ、とさでん交通の深刻な乗務員不足の問題もあるので、直ちに路線の新設を行うことは困難であるのではないかと考えているが、これからの高知市内の公共交通網の形成に係る議論とともに、とさでん交通との協議は続けていきたい、とのことでございました。

次に、とさでん交通からは、現在の路線やダイヤで路線バスを運行するためには、193名の乗務員が必要であるが、現状では36人程度不足をしている。定年退職をした乗務員の継続雇用や、高速バス、あるいは貸し切りバス部門からの応援、時間外勤務や休日出勤などにより、何とか対応している状況にあると。初任給の引き上げなど処遇の改善や、大型2種免許取得支援制度の創設、高校生の採用の実施など、乗務員の採用のためのあらゆる努力を重ねているが、抜本的な解決にはほど遠く、社員の健康や安全運行の確保、法令遵守の観点から、御利用の少ない路線などの見直しもせざるを得ない大変厳しい状況にはありますけれども、利用者の利便性の向上を図る観点から、路線の新設や増便などについても、利用や収支の予測とあわせて今後も検討していきたい、との考えをお聞きをしております。

ます。

また県からは、深刻な乗務員不足の現状から、路線の休廃止もせざるを得ない厳しい状況にあることは理解をしているが、一方で利用者の目線に立って、一定の利用を見込むことができる路線の新設や、利用の多い路線の増便などについても引き続き積極的な検討をお願いしたいという趣旨のことを、片岡社長に直接お伝えもしております。

以上で、御説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎西森委員 12月19日の運航開始なんですけれども、便の時間帯とかはもう決まっているんでしょうか。まだ決まっていなければ、いつぐらいに決まるのか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 時間帯でございますが、決まっております。9月13日に発表されました。時間帯でございますが、成田発が12時35分、高知着が14時30分となっております。成田路線の、高知発が15時5分発、成田着が16時25分。それと関西路線でございますが、関西空港発が12時で、高知着が13時5分。高知発が13時40分、関西空港着が14時30分となっております。

◎西森委員 この予約はいつぐらいからできるんでしょうか。

◎岡田交通運輸政策課企画監 予約につきましては、9月14日から予約できるようになっております。9月13日にその詳細を県庁で正式発表して、その翌日の14日から予約を取ることになっております。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

以上で、中山間振興・交通部を終わります。

《観光振興部》

◎加藤委員長 続いて、観光振興部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎吉村観光振興部長 観光振興部の吉村でございます。それでは早速、議案につきまして総括説明をさせていただきます。9月県議会定例会に提出をさせていただいております観光振興部関係の議案は、平成30年度一般会計補正予算議案と条例その他議案2件合わせて3件でございます。お手元の、右上に①とございます、補正予算の議案の3ページをお開きください。

この3ページの歳出欄、下から2番目、8観光振興費の欄に掲げておりますけれども、このたび2億7,814万1,000円の増額補正をお願いしております。

この資料の8ページをお開きください。こちら、先ほど説明をさせていただきました、増額の補正の総額に加えまして、債務負担行為予算の追加といたしまして、中ほどに観光

振興推進事業費補助金として、高知県観光コンベンション協会が行います、平成32年度末までの、JR高知駅前のこうち旅広場の運営管理に係る経費といたしまして、4億5,497万6,000円を。またその下の自然・体験型観光キャンペーンの実施の主体となります準備委員会が行います、キャンペーン事業に対する補助といたしまして、1億3,100万円の債務負担行為予算の追加をお願いしております。

次に、右上に②とございます、議案説明書の35ページをお開きください。こちらが観光振興部補正予算総括表でございます。今回、一番上の観光政策課では、観光コンベンション協会に対する、7月豪雨からの観光復興に向けた旅行会社とのタイアップ事業ですとか、こうち旅広場の運営に係る補助のほか、来年2月から始めます自然・体験型観光キャンペーンの実施に向けました、セールスプロモーションや受け入れ事業の展開に係る経費を。そして、次の国際観光課では自然・体験型観光キャンペーンやLCCの新規就航、こちらを見据えまして、新たな市場でのプロモーション展開や、重点市場でのさらなる旅行商品の販売促進などに係る経費について。そして地域観光課では、6月の補正予算において支援メニューを拡充をいたしました、観光拠点等整備事業費補助金による、自然・体験型観光基盤の整備などに係ります経費について、予算の補正をお願いしております。

続きまして、③とございます条例その他議案につきまして、13ページをお開きください。今回2件を提出させていただいておりますが、一つ目は、平成32年の夏前のオープンに向けて今、建築主体工事などを進めております高知県立足摺海洋館、こちらの新しい施設管理につきまして、指定管理者制度を導入することといたしまして、このたび高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議決をお願いするものでございます。

この資料の28ページをお開きいただきたいと思います。28ページには、新足摺海洋館の飼育設備工事の請負につきまして、8月1日に落札者を決定をし、仮契約の締結に至りましたので、9億7,524万円を契約金額として、新菱・中島特定建設工事共同企業体と工事請負契約を締結することについて、議決をお願いするものでございます。

そして最後に報告事項をさせていただきます。平成30年7月豪雨による観光業への甚大な影響を踏まえまして、観光事業の早期回復ということを目的に観光庁が創設をいたしました、平成30年7月豪雨観光支援事業費補助金、こちらを活用しまして、災害救助法が適用されました、本県を含む府県等におけます宿泊施設への支援、こちら高知県としても行いますために、平成30年7月豪雨観光支援事業に係る委託経費を、緊急性と、財源が全額国庫支出金とする歳出予算の追加であることから、地方自治法第8条第1項の規定に基づきまして、8月13日付けで補正予算として専決処分をさせていただきましたので、御報告をさせていただくこととしております。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明をさせていただきます。

〈観光政策課〉

◎加藤委員長 続いて所管課の説明を求めます。

最初に、観光政策課の説明を求めます。

なお、予算議案と関連しますので、報告事項の平成30年度高知県一般会計補正予算の専決処分報告についても、あわせて説明を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることといたします。

◎辻観光政策課長 観光政策課長の辻でございます。

まずは、9月補正の予算議案から御説明をさせていただきます。右上に②とあります議案説明書の、35ページをお願いいたします。こちらに先ほど部長からも説明がありました、観光振興部の予算の総括表がございます。観光政策課はこの表の1番上となっております。こちらで今回2億901万1,000円の増額補正をお願いしております。財源の内訳はごらんのとおり国費が4,000万円、一般財源が1億6,901万1,000円となっております。

次の、36ページをお願いいたします。こちら歳入予算となっております。国の地方創生推進交付金を活用しまして、自然・体験型観光キャンペーンの準備に係る経費に、4,000万円を充当しようとするものでございます。

次の、37ページをお願いいたします。こちらは歳出予算となっております。表の1番右端の説明欄をごらんいただきたいと思います。1の観光振興推進事業費の下側に観光振興推進事業費補助金5,952万4,000円、こちらは観光コンベンション協会に対しまして、こうち旅広場の改修及び管理運営のほか、7月豪雨からの観光復興に向けた事業や、国際観光の推進に係る経費を補助するものでございます。

その下側、自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金1億4,948万7,000円は、来年2月からスタートいたします自然・体験型観光キャンペーンの準備に係る経費としまして、知事が代表者を務めております同キャンペーンの準備委員会に対しまして、補助を行うものです。この二つ、いずれの補助金も、詳細は後ほど別の資料によって御説明をさせていただきます。

次の、38ページをお願いいたします。債務負担行為の追加でございます。今回、歳出で増額をお願いしている先ほどの二つの補助金は、翌年度以降も継続実施が必要なものが含まれておりますことから、それぞれ4億5,497万6,000円と、1億3,100万円の債務負担行為をお願いするものでございます。

それでは、別途お配りしております議案参考資料の赤いインデックス、観光政策課の1ページをお願いしたいと思います。自然・体験型観光キャンペーン事業費補助金の交付について御説明をさせていただきます。このページでは予算議案の御説明に先立って、民法第108条で言うところの双方代理を解消するための手続について、まずは御説明をさせていただきます。

1、補助先団体との関係についての下、枠囲みにありますように、知事が代表者を務める団体、今回は自然・体験型観光キャンペーン準備委員会がそれに当たりますけれども、その団体に県から補助金を交付する場合、高知県の代理人Cと団体の代理人Dがいずれも知事になります。なお契約者本人Aの下に記載しておりますように、地方公共団体の契約行為の本人は、地方公共団体の意思を代表する議会だという判断が最高裁から示されております。

その下の括弧書きの1番上をごらんいただきますと、民法108条本文において同一の法律行為については、相手方の代理人となり、または当事者双方の代理人となることはできないと規定されておまして、いわゆる双方代理に関して、民法では一般に代理人となることができないとされております。が、一方でその続きをそのままごらんいただきますと「ただし」とありまして、ただし本人、つまり議会があらかじめ許諾した行為については、この限りでないという規定もございます。

このため、その下の2、補助金の交付にあたってにありますように、双方代理の解消に向けて、団体の代理人としての権限を事務局長などに委任することによって、県知事から事務局長などへの補助金の交付という形式をとることに加えて、この民法108条ただし書きの規定も踏まえまして、予算の審議時にあらかじめの許諾と、それから1番下側に書いてございまして、こちらは今回直接は関係ありませんが、決算の認定時に116条の事後の追認をそれぞれ議会にお願いするものでございます。

なお、本県では知事が会長を務める団体に対して、県から委託や補助をする場合、統一的にこのような手続をとることとしております。ついては、今回補助金の予算議案を御提案させていただいておりますので、民法108条ただし書きの規定を踏まえまして、あらかじめの許諾もいただきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以下実質的な中身の説明に入らせていただきます。2ページ、自然・体験型観光キャンペーンの実施要領、概要版とあります、A3の資料をお願いいたします。来年の2月から自然・体験型観光キャンペーンを行うに当たって、これまでに市町村や関係事業者、有識者などによるキャンペーン準備委員会を、8月、9月と2回にわたって開催してまいりました。皆様方からいただいた意見も踏まえながら、実施要領を取りまとめておりますが、その本体はボリュームがございまして、こちらの概要版で御説明をさせていただきます。なお、来年2月にキャンペーンがスタートいたしましたら、準備委員会から実行委員会に名前を改める予定でございまして。

まず、左端の基本情報ですけれども、本キャンペーンの目的や推進のポイント、名称などを記載しております。歴史と食の観光資源に加えて、自然や体験をさらに磨き上げ、観光キャンペーンを推進していく上でのポイントを4点、最初にこのオレンジの三角印で記載しております。

ポイントの一つ目と二つ目は、外貨を稼ぐ仕組みの構築と中山間地域の振興でございます。キャンペーンの推進に当たりましては、地域の資源を発掘し活用して、外貨を稼ぐ仕組みをつくってまいります。とりわけ自然・体験型の資源は中山間地域に豊富に存在しておりますことから、中山間地域の振興につなげていくことを掲げております。

三つ目は、効果的なプロモーションの実施です。個人客の増加など旅行者のニーズも変わってきていますし、オリパラ東京大会に向けてアクティビティ機運も高まってまいりますので、そうした動きも捉えながら効果的なプロモーションを展開してまいります。

四つ目はインバウンド対応です。国際観光の推進につきましては、本県としても戦略の柱に据えて取り組みを進めておりまして、効果的な誘客につながりますよう対応してまいります。(2)のキャンペーンの名称は現在検討中でして、当分の間はここにありますようにリョーマの休日、自然・体験キャンペーンという仮称を用いて、旅行会社向けのセールスなどを行うこととしておりまして、今月下旬の第3回の準備委員会で、できれば成案を得たいと考えております。

中ほどをごらんいただきまして、次にキャンペーンの対象となる観光プログラムについて、御説明をさせていただきます。こちらもおレンジ色の三角印をつけて、五つほど記載をしております。これが主に売り出していこうとする観光資源の、レベルの目安というふうに捉えていただいたらよろしいかと思っております。

一つ目とその下の絵を挟んで二つ目は、県の補助金などによってこれまで磨き上げられてきたもの、あるいは今後磨き上げられていく観光資源。三つ目が土佐の観光創生塾によって磨き上げられたもの。四つ目として龍馬パスポート事業に登録いただいている体験プログラム。五つ目として、中山間地域などの生活文化の体験メニューやアウトドアレジャーサービス。こういったものを想定してます。

これらについて右側に、市町村等による取り組みとありますが、市町村や民間事業者が主体となって経済効果を生み出す視点での磨き上げや、周遊を意識した観光クラスターづくりを進めてまいります。

この真ん中の下段をごらんいただきますと、自然・体験型観光プログラムをタイプ別に分類をさせていただいてます。縦軸が動的、静的という切り口。横軸に「どっぷり」「あっさり」という切り口であらわしております。いわゆるハードな動きを伴うアクティビティやアウトドア、ここで言うと右上の主にDの部分になりますが、こういったものだけではなくて団体旅行や個人旅行、年齢層などさまざまなお客さんの層を視野に入れるべく、例えばシニアの方々なら左下のBというところが非常に相性もいいのではないかと考えてますが、こういった広がりのある展開を図ってまいります。

次の、3ページをお願いいたします。左側に、受け入れ事業を記載しております。(1)、(2)にありますとおり、来年2月のオープニングやスタートに際してのイベントのほか、

効果的なタイミングでイベントなどを実施していきます。また（３）にありますように、各地域への周遊や滞在時間の延長を促す施策、あるいは（４）中山間地域などにおいて民泊サービスなどの宿泊の受け皿づくりを進めてまいります。これらについて、PDCAによって不断の磨き上げをしていくということが大変重要になってまいりますので、（５）にありますように、参画していただく事業者が観光客や旅行会社から顧客満足などを把握して、磨き上げに生かしていけるように取り組んでまいります。

次に、真ん中上段にあります広報事業でございます。こちらは全国での話題化と認知度の向上、各ターゲットに向けたきめ細かな情報発信を行いまして、具体的な行動誘発を図ります。項目としまして（１）特設ウェブサイトの活用、（２）マスメディアを活用した広報、（３）その他の広報活動といったふうに分けながら実施をしてまいります。

その広報事業の下に誘致事業といたしまして、旅行会社へのセールス活動を記載させていただいております。先ほど御説明したように、体験プログラムにはさまざまな特性ジャンルがありますが、旅行される方のニーズ自体も多様化しておりますし、また旅行会社にもさまざまな業態がありますので、これらに応じて効果的なセールス活動を展開しまして、商品化を促進してまいります。

右上に移っていただきまして、国際観光プロモーションです。（１）はウェブサイトなどを活用した情報発信でございます。来年２月に運用を開始します、このキャンペーンの特設サイトや、VISIT KOCHI JAPANなどを通じた情報発信のほか、OTAサイトとの連携も推進していきます。また（２）、（３）に記載をしておりますが、それぞれの海外市場にあわせた情報発信やセールス活動、個人客向けの広報の充実などにも取り組んでまいります。

１番右下の欄ですけれども、自然・体験とともに本県の大きな強みであります歴史や食の観光資源も引き続き活用いたしまして、この３本柱を効果的に組み合わせながら誘客につなげていくことを、改めてここで記載をさせていただいております。

以上が、キャンペーン実施要領の全体概要でございます。

続いて４ページ、自然・体験型観光キャンペーンの推進という資料をお願いいたします。キャンペーンの目的やポイントは、先ほどと重複いたしますので省略をいたします。中ほど、自然・体験型観光キャンペーンの展開というところにありますように、今回、補正予算をお願いするに当たって、その内容を三つに整理をしております。

一つ目は、キャンペーンの盛り上がりやPR、旅行会社へのセールス活動などを行う広報誘致事業。二つ目が、特別イベントの実施や周遊促進などを行う受け入れ事業。三つ目が、こうち旅広場の改修や運営を行う、こうち旅広場事業でございます。

その下、９月補正の予算の概要をごらんください。左側に自然・体験型観光キャンペーン準備委員会への補助金といたしまして、全体で１億4,948万7,000円の増額補正と、１億

3,100万円の債務負担行為をお願いしております。

内容といたしましてはまず、①プロモーションの展開として、9,412万円の増額と4,000万円の債務負担行為を計上しております。全国の中での話題化、認知度の向上を図るために、全国的に影響のあるメディアや民間事業者とのネットワークを生かしながら、アウトドア、アクティビティへの関心を高めてまいります。また、ターゲットに応じたきめ細かな情報発信を行うために、本キャンペーンの特設サイトによる体験プログラムの一元的な紹介や、インターネットを活用したウェブ広告、近隣県を対象としたテレビCMや雑誌などのメディアへの露出、高速道路サービスエリアへのポスター張り出しといったことなどを行ってまいります。

次に②、旅行会社へのセールスといたしまして、1,100万円を計上しております。旅行商品化に向けた観光説明会の開催や、旅行会社への個別訪問、商談会の実施などによりまして、団体向け個人向けの商品造成を促進をしようとするものでございます。

次に③、受け入れ事業といたしまして、2,840万円を計上しております。キャンペーンのオープニングイベントやスタートイベントなど、キャンペーンにふさわしい特別感のあるイベントの開催や、地域が主体的に行うイベントへの支援によって、県内周遊や話題化を促進します。

また事務経費など準備委員会の運営にかかる経費を、④企画運営費として1,596万7,000円と、9,100万円の債務負担行為を計上してございます。

次に右側、2の観光コンベンション協会の取り組みでございます。こちらは観光振興推進事業費補助金といたしまして3,876万4,000円の増額と、4億5,497万6,000円の債務負担行為をお願いしてございます。

こうち旅広場事業の一つ目、とさてらす、幕末志士社中の改修としまして、1,593万4,000円を計上しております。自然・体験型観光キャンペーンの総合拠点としまして、自然・体験型こういったカテゴリーの情報を拡充しまして案内機能を強化するほか、四季を意識した映像の上映やパネルの展示、動画モニターの設置など設備の充実を図ります。

また、直接的にこのキャンペーンには関係するものではありませんが、こうち旅広場の運営や龍馬パスポート事業など、経常的に必要な管理運営経費2,283万円と、債務負担行為4億5,497万6,000円を計上してございます。

右下段の3、自然・体験型観光資源の磨き上げにつきましては、後ほど地域観光課から説明をさせていただきます。

続きまして5ページの、7月豪雨からの観光復興に向けた反転攻勢、こちらをごらんいただきたいと思います。本年7月の豪雨災害によりまして、本県の観光分野につきましても大きな経済的なダメージを受けております。県としましては、この左側に3本の矢で反転攻勢とありますが、まずは第1弾といたしまして既存予算の活用ということで、コンベ

ンション協会において即座に旅行会社への個別セールスを行っていただくとともに、ウェブ系旅行会社での広告掲載や宿泊割引のクーポンの実施を行いました。また、メディア向けのプロモーションとしまして、8月の初旬には都内でメディア向けを意識したイベントを開催するなど、情報発信も行ってきております。

次に、第2弾といたしまして、国の補助スキームの活用によって、他県とも連携しまして、ふっこう周遊割キャンペーンを現在実施しております。これにつきましては、予算の専決処分によって対応しておりますので、この後御説明をさせていただきます。

そして第3弾といたしまして、今回9月補正での取り組みというふうになっております。コンベンション協会に対する補助金のうち、1,500万円についてウェブ系の旅行会社とタイアップしまして、サイトへの広告掲載を行いますとともに、宿泊割引クーポンの実施によって誘客を図っていきたいと考えております。この宿泊割引を活用しまして、幕末維新博終盤の盛り上がりの創出と地域への周遊を促進することで、切れ目なく豪雨被害からの復興につなげてまいりたいと考えております。

最後に、引き続きにはなりますが、冒頭委員長からお許しをいただきましたので、予算の専決処分について御報告をさせていただきます。資料が、報告事項資料の赤いインデックス、観光政策課の1ページをお願いいたします。

先ほど御説明を申し上げました3本の矢の第2弾、国の補助スキームを活用した事業でございます。上の枠囲みでございますように、7月豪雨による風評被害を払拭するために、観光庁によって国費100%の補助金が創設をされました。本県を含む大災害救助法の適用府県などを対象としまして、補助事業の概要というところにありますように、対象13府県において宿泊料金の一部を支援するものでございます。この補助金の創設を受けまして、その下の青い枠囲みのところにありますが、関係府県が連携し、”観光で西日本を元気に！！「13府県ふっこう周遊割」”キャンペーンというものを現在実施中でございます。

資料の下半分に概要をお示ししておりますが、本県における予算額は2億1,131万1,000円で、およそこれは4万4,000人泊分に相当をするボリュームでございます。本事業の財源が全額国費であるため、冒頭部長からもありましたように、自治法第180条第1項の規定に基づきまして、8月13日付けで補正予算として専決処分をさせていただいたものです。

実施概要としましては、本県における宿泊料金について、1人泊当たり4,000円を上限に支援するものでして、その下の(1)にありますように、13府県のうち2府県以上かつ2泊以上の連続した宿泊や、(2)、本県内での2連泊以上で、かつ東部、中部、西部という二つ以上のエリアにおいて宿泊をする者を対象としております。事業の終了時期は本年11月末ということにしておりますが、こちらについては延長をするべく現在観光庁や他県と調整を行っているところでございます。この交付の対象者は旅行者または宿泊施設となっております。

この事業は、申請の受け付けや報償金の支払い事務などを、公募型のプロポーザルによって株式会社JTBに委託をさせていただきました。現在の申請状況は165件、393人泊分で、これは全て個人の旅行者から申請があつているものです。これ以外にも、旅行会社による割引商品の造成や販売も進んでおりますことから、今後宿泊施設からの申請も相当数上がってくるものと考えております。

参考に、次のページに旅行割引商品の実際のチラシを添付させておりますので、また、後ほど御参照いただければと思います。

以上、観光政策課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 なかなか幅が広過ぎてわかりにくいというか、どこから質問したらええのかわからんのですが、結構課題も多いと思います。今の説明を聞いていて、例えば、自然・体験型観光キャンペーンということですから、これは高知県の中山間地域の活性化も目指したものでなくてはならないということは確かです。この基本情報の中にも中山間のことが書かれています。そこで、そしたらどういふところでこの観光プログラムを組んでいくのかを見てみますと、白滝の里とか四国カルスト、有名な自然を取り入れた部分、これは確かに大事なんですね。ところが中山間地域というのは、こういう有名なところだけではなくて、地域地域に活用できる素材があるんですよ。高知県の中央部、東部、西部の、その地域に応じた素材の活用をしていかななくてはならんと思うわけですね。ほんで、それをするときこれをみますと、市町村や民間が頑張ってもらって、それを後押しといふところもあるわけですが、やっぱりもうちょっと高知県が主体的にこの事業に取り組んでいく。市町村、民間に任せるだけじゃなくて、主体的に取り組んでいく必要があると思うわけですね。そのために、そしたら高知県は何をすべきかということですが。いろんな支援もしていくということ、考えておるとは思いますけれども、その一つ一つの支援については今回聞きませんけれども、少なくとも中山間地域へお客さんが来てくれて大事なところは、泊まる場所と食べる場所をどうしますかと。大豊町へ行って、ぐるりと自然を見て回ってもらって、泊まる場所のある高知市へまた戻ってきますかとかですね。そういう自然・体験はないと思うがですね。そこら辺を県としてどのように考えているか。まずその宿泊と食事の関係をどうお考えですか。

◎辻観光政策課長 宿泊に関しましては、確かに中山間地に行くと、もともとの絶対量が少ないということもございまして。もちろん既存の旅館とか民宿といった施設を活用していただくのが、大前提にはなつてこようかと思いますが、加えて空き家とか空き部屋を活用する住宅宿泊事業法、いわゆる民泊と呼ばれてはいますけれども、そういった仕組みも市町村の御意向も聞きながら、可能な部分から進めていく必要があると思つています。一通り市町村の御意見も聞いてみる中で、特に郡部の市町村には、この空き家を活用して民

泊を進めていくということに関しては、割と積極的に受けとめてくださっている市町村も多いように受けとめておりますので。こういった部分の取り組みを、いわゆる集落活動センターを核とした中山間の取り組みの中で、観光を我々も一緒になって取り組んでいきたいと思っています。

あと「食べる」の部分ですけれども、今回6月補正から地域観光課でも観光拠点づくりを支援する補助金なんかも創設させていただいています。俗にこれを磨き上げの補助金と呼んでいますけれども、こういった補助金もフルに活用していただきながら、食べるも泊まるもそうですが、買うという要素も含めて、地域にしっかりとお金が落ちる仕組みを地域地域に生み出していくところが、本当に大きなポイントになってこようかと思っております。

◎坂本（孝）委員 今言われたところが本当に大事になると思いますよ。その磨き上げを地域地域でどうやっていくか。先ほども言いましたけど、地域によって要望が違うわけで、そこら辺を具体的にどうやっていくか。例えば、今までこの地域には何もなかったけれども、歴史を生かした、あるいは遊歩道を整備したりとか、そういう一つ一つの磨き上げといいますか、新しい形を中山間の中へつくっていききたいというときに、磨き上げの補助金も使えるわけですよ。

もう一つ民泊の関係とか、宿泊の関係で課長言われましたけれども。この民泊でちょっと緩和されましたけれども、まだまだこのホテル旅館業の関係の規定が、すぐに進められない、制約は結構あるわけですね。それを、これまで町なかでのホテル旅館はちゃんと歴史もあってやってきて、いっぱいできているわけですけど、中山間にはそういう歴史がないわけですよ。そこで新たにつくるために市町村が使えるような補助、できそうな制度、こんなものは今ないですよ、そこはどうですか。

◎澤田地域観光課長 先ほど御紹介しましたのが、磨き上げの補助金の中で、一定体験プログラム等もあわせた形での、宿泊施設への支援という形もできるようになっておりますので。今回また6月補正以降で補助メニューを拡充した中で、そういった部分についても支援をさせていただきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員 はい、ぜひ頑張ってください。

◎坂本（茂）委員 ふっこう割の関係ですけれども。参考に愛媛と高知のチラシがつけられていますけれども、さっき説明があったように、県内の2エリア以上、2泊以上も対象になったということであれば、県内の2エリアをまたぐような商品の開発と、それの他県へのアピールはどうなっていますか。

◎辻観光政策課長 まずこの観光庁の制度、スタートしてしばらくの間は、2府県かつ2泊以上という縛りでした。我々その関係する県で観光庁にもいろいろ要望を出していく中で、今回10月1日から1県の2泊も可能になった、対象になったという扱いになってござ

います。当然ながら、坂本委員が今おっしゃったように、高知県内での西部、中部、東部をまたぐような2泊、例えば高知市で1泊目泊まって、2泊目は足摺で泊まってもらうというような商品も、今後ぜひ旅行会社さんにはつくっていただきたいと思っております。各旅行会社さんにはあらかじめ、10月1日からこういった要件緩和の制度も始まるので、商品づくりに向けて準備をお願いしますというアナウンスもしてきておりましたので。今後一定数、県内の2連泊という商品も出てくるだろうと思っております。

ただ、旅行会社さんにお聞きした限りでは、東京とか割と遠くの人から四国を見たときに、高知だけで2泊、3泊する、愛媛だけで2泊、3泊するというよりは、やっぱり四国、高知に行って愛媛も行って、場合によっては広島も行ってというふうに、広域を周遊するような形の商品が、やっぱりお客さんの受けがよくて、販売も伸びる傾向があるようです。そういった意味で、対象になる高知と愛媛、それぞれの県を2県以上、2泊以上という形の商品を例として載せさせていただいていますが、今後高知県内の2泊というものも、一定出てくると思っております。

◎坂本（茂）委員 今の説明で確認なんですけど、同一県内での2泊というのは、緩和したのは同一県内2泊であって、別に2エリアというのは高知県独自の判断ですか。

◎辻観光政策課長 結果的にほかの県とうちと見比べてみると、エリアで設計しちゅうのは、今のところ多分うちだけだと思います。といいますのは、そもそもこの観光庁の制度が、周遊促進をしますというのが一応大義になっている補助メニューでございまして。そういったそもそもの事業の趣旨も受けて、我々観光振興部としましても、せっかくこの補助金を使って今まで余り高知に来たことがない人が、割引もあるんで高知へ来てみようとしてくださるのであれば、高知市だけで滞在して終わるんじゃなくって、できれば東部でも泊まってほしいし、西部でも泊まってほしいしということを考えて、一応本県としては東部、中部、西部という、大きく三つにエリア分けをして、これを連泊してもらうという形にしております。

◎坂本（茂）委員 ただ今後、自然・体験型へいざなうとしたときに、例えば中部エリアだったら、高知市だけでなく、嶺北とかあっちのほうへ行っても中部エリアなんですね。ところが高知市と嶺北のほうへ泊まったからといって、これは対象にならないことになってくるとしたときに、やっぱりできるだけ対象を広げていく形にしたほうが、もっと利用してもらえないのかなということと。もう一つは目的が、さっき言われた周遊だとか、あるいは観光だとかになってきたときに、じゃあそれ以外の目的で来ていたら、それはその目的を言うか言わんかにもよるでしょうけれども、対象にならないとかそこらあたりが、どっちにしてもいろんな状況、いろんな条件がありながらも、高知へ来てもらうのが目的でしょうから、そこのところをもう少し緩和できるような形で検討するのは、いかがでしょうかね。

◎辻観光政策課長 まず高知市と、例えば嶺北が同じ中部になっちゅうと、自然・体験型を考えたらという、まさにお話のとおりだと思います。ただ、そのスケジュールを我々も考えてみたときに、一応観光庁にこの制度を、もう少し周期を伸ばしてくれという協議は今しているんですけども、それでも恐らくせいぜい12月末とか1月末までが、精いっぱい延長だと思います。そうすると自然・体験型のキャンペーンのスタートが、2月1日になっていますので、この新キャンペーンに来てもらう方に対して、この復興割引制度を使うというのは、基本的にちょっとスケジュール的にマッチしないという判断のもとで、今回、中部、東部、西部という、この大きな3くくりで、とりあえずスタートさせてみようと判断をしたところでございます。

あと後段坂本委員がおっしゃった、例えばもう少し柔軟にしていこうという部分でいうと、まさにそういった視点は我々も持つべきだとは考えております。当然ながらまずは何とか周遊促進を、少しでも実現したいなという思いがあって、それでスタートさせていますが。行き着くところは、おっしゃっていただいたように、とにかく何でも高知県に来ていただくということが、最終的にやっぱり重要になってきますので。その中部、東部、西部というブロック分けをした状態で、例えばその商品がどれだけ売れるかという売れ具合も見ながら、あまり芳しくないようであれば、おっしゃっていただいたような緩和に向けた検討も、当然していく必要があるかと思えます。ちなみに坂本委員がおっしゃった、ビジネスなのか観光なのかというところは、もう極端な話、御本人の申告でしかない話になってきますので難しいんですが。そういった意味で、ブロックまたぎの制度であると、恐らくビジネスの人ってなかなか使いにくいんだろうなという思いもあって、我々としては、観光を楽しんでいただく、足を延ばしていただくというところを、まずは1人でも2人でも取り込みたいという思いで、一応ブロックまたぎという形でスタートさせていただきました。

◎坂本（茂）委員 確かに何でもかんでもになると、この制度の趣旨を逸脱してしまうことになるかもしれませんから、そういうところはあろうかと思えます。北海道なんかも、北海道地震の後に早速こういうのを入れたりとかしていますし。そういう意味でいくと、率直に言うてこの7月豪雨以降も台風災害が連続して、もう連休連休が全部キャンセルになったりとかいうのが、結構多いと思うんですよね。もう旅行代理店さんも大変みたいで、キャンセルの手続だけで追われ回るという話なんか聞きます。そういう意味ではさっき言われた、本当に期間延長しながらやらないと、この制度の趣旨がなかなか生きてこの部分があるかと思えます。この今週末もまた台風が来そうですから、ぜひそのところは、さっき言いましたように本来の制度の趣旨は失うことのないように、なおかつ柔軟な対応も検討するというところでお願いします。

◎三石委員 受け入れ事業の展開というのをもうちょっと詳しく、どういうことなの

か。

◎辻観光政策課長 こちらの資料に書いてございます受け入れ事業で言いますと、まず（１）に書いていますのが、特別イベントとしまして、今回この準備委員会を立ち上げておりますので、この委員会が主催する規模のイベントと捉えてございます。２月１日からスタートさせますので、やはり委員会が主催するオープニングのイベントは構えたいということで、こちらは場所等はまだ検討中でございますが、できれば高知市でオープニングのイベントをやりたいと思っています。あとオープニングして、維新博と違って今回特に会場というものは設けておりませんが、申しあげましたとおり中山間地域、いろんなところがフィールドになってくるという趣旨のキャンペーンですので、高知市だけではなくて東部、中部、西部で、こういった自然・体験型のキャンペーンがスタートしましたよという趣旨の、盛り上がりをつくっていくためのイベントも、各地域で実施をしたいという趣旨の部分が（１）でございます。

（２）につきましては、今度は市町村とか民間の事業者さんも、今回のキャンペーンには御参画をいただく形で考えておりますので。それぞれ地域において、このキャンペーンを追い風とするようなイベントを実施していただくことに対しても、県から補助金等で御支援をさせていただきたいと考えております。あと、ここにも書いておりますように、例えばスポーツ・アクティビティというものも一つの大きなキーワードになってきますので、毎年実施しております高知龍馬マラソンも、時期的にちょうど２月ということもありまして、このキャンペーンの枠の中でというか、こちら相乗りをさせていただくような形で、大いに盛り上げたいと思っております。

（３）の周遊促進でございますけれども、こちらは高知駅前のこうち旅広場、これは設置したときからの狙いとして県内の周遊促進、要は高知県観光の玄関口という意味も込めまして高知駅前に設置をしております。当然ながら県内各地のさまざまな、食べる、遊ぶ、見る、さまざまな観光情報を集約してきておりますけれども、その機能をより自然・体験の部分も強化しまして充実した上で、県内各地へいざなっていきたいという部分。あと各地域においても拠点的な観光案内施設が広域観光協議会などによって設置されておりますので、そういった各地域の観光案内所をサテライト的に捉えて、この高知駅前の旅広場と各地域の観光案内所との相互連携プレーによって、県内各地へ隅々までお客さんをいざなっていきたいと考えております。

あと、２次交通についても、今幕末維新博でやっております２次交通が今年度いっぱいまで運行する想定でありますので、今回の補正予算には２次交通の部分は特に予算計上しておりませんが、４月以降もできましたら隅々まで、特に中山間地域に足を延ばしていただきたいという思いもありますので、２次交通についても施策を提案させていただきたいと思っております。

(4)にありますのは、先ほど坂本委員からもお話のあった、中山間地域での宿泊対策といたしまして、新たな動きとしてあります民泊というものを上手に捉えて、中山間やその郡部、旅館、ホテルが少ないようなところでも、一定泊まってお金を落としてもらい、受け皿づくりを進めていきたいという趣旨でございます。

あと、こちらのほうには載せていませんが、受け入れという部分でいくと、やっぱり1番のメインになってきますのが、ページで言うと2ページになるんですけども、A3の1枚目に戻っていただきまして、この真ん中段にあります、キャンペーンの対象となる自然・体験型の観光プログラム、という部分がまさに1番の受け入れ場所になってくるわけですね。こういった県内各地域に既にできている、あるいは今後磨き上げてつくっていく、受け入れの拠点となる施設やフィールドが、ある意味主役になってくる部分かと思っております。

◎三石委員 よくわかりました。課長は各地域、県内各地という言葉がたくさん使われているんですけども、各市町村等による取り組みのことについても書かれとるわね。各市町村との連携はきちっとできているんですか。どういうふうに情報交換というか、連携を密にしてやらないかんことばかりよね。そのあたりはうまくいっているんですか。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田でございます。御指摘の部分につきましては、6月議会で事業の補正予算を認めていただいた後、7月に市町村を対象に、あるいは民間の事業者の方を対象に、7ブロックでそれぞれ説明会をいたしました。それに対して市町村からも、こういった体験の磨き上げのプログラム等を展開したいというお話もいただいております。個別に事業の調整を行っております。またブロック単位で言いますと、今回の自然・体験型観光キャンペーンを進めるに当たって、地域本部も一緒に取り組んでいただいておりますので、我々もそこも連携をしながら、密に連携を図った取り組みを進めているところでございます。

◎三石委員 やっぱり地域と一体となってやらないと。これは私のほうから言うまでもなく、いくら県が音頭をとったって、もちろん音頭をとることは大事やけれども、一体となってやるのが物すごく大事やから。そこらあたりしっかりやっていただきたいと思いませんね。

◎吉良委員 先ほど三石委員がおっしゃったように、やっぱり市町村等による取り組みというのは非常に大事なんです。その内発的な意欲、継続させていくような取り組みにしていけないと。1回の行事で終わると、地域とは何の縁もゆかりもない人が来て、去っていったということにならないように、せっかくの機会ですので、非常に大事な視点だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと同時に、何回か準備会をやっていますけれども、事故なんかのこと、特にこの、「どっぷり」だとか、「動的」というのが深くなってくると、一度事故があると、めったや

まったで、終わりになりますよね。そこら辺でどういう議論がなされているのか、危機管理的な体制も含めて、どのような論議がなされているのかも、お聞きしておきたいと思えますけど。

◎辻観光政策課長 これまでの御説明の中で、いわゆる磨き上げという言葉を使って、このレベルを上げていくことについて御説明をさせていただいていますけれども。いわゆる磨き上げの中に、設備を拡充したりプログラムの数をふやすという磨き上げももちろんありますが、おっしゃっていただいた安全対策という要素も含めての、磨き上げと捉えております。当然ながらもともとこういった、特にアクティビティといわれる激しい目の部分は、安全対策も事業者さんのほうでしっかり講じられた上で、かつ、万一のときに備えて傷害保険であったりとかいうものも、必ずお客さんに加入をしていただくという仕組みが一定できています。そういったものを、我々も今回のキャンペーンで売り出していくこととなりますし、今後地域でそういったプログラムを新たにつくって、売り出してほしい事業者さんに対しましては、当然ながら安全対策の視点も入れて、含めた磨き上げで対応をさせていただくとしております。

◎吉良委員 その準備会とか委員会の中に、そういう視点を持った委員がいらっしゃるんですか。

◎辻観光政策課長 実際地域で体験プログラムを提供してくださっている事業者の方にも、何人かこの委員会の中には入っていただいておりますので、そういった部分では、抜き取りなく議論ができる状態になっております。

◎西森委員 この自然・体験型の観光キャンペーンを、2月からずっとやっていくということなんですけれども。観光客数として435万人以上を目指していくということですが、この自然・体験型のキャンペーンで、そのうちのどれくらいを目指しているのか。目標としてどれくらいを設定しているのか。

◎辻観光政策課長 正直申し上げまして、今すぐお答えできる数字は、持ち合わせてはおりません。といいますのも、幕末維新博がいわゆる各歴史系の施設、県内25カ所を捉えて目標人数というものを設定して、それを積み上げたものが、維新博は173万4,000人という目標数値があるんですけれども。この自然・体験型は、例えば今時点でこの売り出していく基準を満たしているものが、県内に仮に100あったとして、2年後までその100でやり切るといえるものでもなくて。それが場合によっては200にふえている可能性もあるという、膨らんでいく部分でございまして、目標人数の立て方がなかなか難しいのかなと思っております。そういった意味で、435万人のうちどの程度これで賄うかは、まだ考えが及んでいない部分でございまして。

◎西森委員 そういうところも明確にしながら進めていくのが大事になってくるのかなと思います。あと、ターゲットに応じた情報発信とかもしながら、キャンペーンをやっている

くということですが、ターゲットはどんな感じなんでしょうか。県外のお客さんも当然おるんでしょうけれども、県内でもこの地域に行ってみたいという方も。例えば高知市に住んでいる方が、越知のキャンプ場でキャンプしてみたいとか、そういう方もいらっしゃると思うんですけども。そのあたりの県内、県外、どういうターゲットというか、または年齢層であったり、家族連れであるとか、高齢者であるとか、そういったところもある程度明確になっているんでしょうか。その上での情報発信なんでしょうか。

◎辻観光政策課長 まず、県内、県外で言いますと、基本的にはもちろん県外からお客さんをお呼びすることにはなるんですけども、西森委員がおっしゃった県内向けの広報も当然しっかりやっています。維新博でも、県民の方に県内の偉人、先人、歴史を学んでいただくということも大きな意義として捉えて、県内の広報もやってきておりますので。当然ながら、県内に素晴らしい自然なりその体験なり文化があるということ、県民の方に知っていただくことも何より大事だと思っていますし。そうすることで、そういったものを知っていただいた県民の方お1人お1人が、場合によったらSNSとかで、こんなすごいところが高知にあると、発信者側に回っていただける効果もあると思いますので。県民の皆さん、県内に向けての広報もしっかり力を入れてやっています。

あとターゲットの部分で御質問がありましたが、こちらのキャンペーンの実施要領の1枚目の、A B C Dのところをごらんいただきますと。いわゆる体験プログラムを類型化するのに、動的、静的、どっぷり、あっさり、というような、少々乱暴かもしれませんが、こういった切り口で分類して見たときに、右上のどっぷりで動的でという部分は、ごらんいただくとおわかりになるように、大体10代とか20代とか30代とか比較的若い方々が、しかも団体ではなくて1人で、あるいは家族で、友達連れで、小人数で若い方がやってきて楽しむというのが大体このカテゴリーかなと。一方その対角線上にあります、あっさり、時間が比較的短くて、しっとり、静やかなカテゴリーの部分は、ある意味これは50代、60代、70代というシニアの方々にとっても、非常にマッチするものじゃないかなと思っています。自然・体験というと、どうしてもこの右上のDの部分のイメージが先行して、なかなか団体とかシニアの方々の誘客がしにくいのではないかというお話も、旅行会社からいただいたこともあるんですが。こういうふうにして広目に捉えていくと、シニアの方であったり、例えば団体旅行としてバスで乗り込んでくるような旅行形態についても、このキャンペーンは十分に楽しんでいただける余地があるのではないかと考えています。

こういった、一定分類を切り分けした上で、例えば若い人向けであれば、当然ながらその情報の入手はホームページであったりSNSが中心になりますので、そういった部分での発信。シニアの方々に対しては、新聞での告知も効いてくると思いますし、あとは旅行会社の店頭でパンフレットなんかを置いていただくことで、ツアーに申し込んでいただくとか、そういった形でのアプローチを考えています。

◎西森委員 あと、ニーズに応じた商品化をしていくということですけど、そういったニーズ調査はやっているのか、どこがやるのか、そのあたりを。

◎辻観光政策課長 県独自でニーズ調査というのは、なかなか正直ようやっていない部分があるんですが、具体名を出すとあれかもしれませんが、例えばじゃらんとか、いわゆる全国規模で観光のコンサルとかりサーチをやっている会社、機関がありまして、そういったところが定期的に観光を考えている客層のニーズであったりとか、実際の行き先であったりとかをリサーチしていますので、そういったデータなんかをもとに、我々も売り方とか売り先などの検討素材にしていくという感じだと思っています。

◎西森委員 あと旅行会社を通じて高知に来る方とか、個人で来る方とか、来方としていろいろあるかと思うんですけども。今までいろんなキャンペーンをやってきた中で、旅行会社を通じて高知に、県外のお客さんとして来られる方と、個人で来られる方の割合はどんな形なのか。今回どういう割合をイメージしているのか。

◎辻観光政策課長 旅行会社の通じ方が結構複雑というか、いろいろ。特に最近OTAといいまして、楽天トラベルでは、インターネット上で旅館、ホテルの予約を申し込んで、クーポンもろって、それで現地で安く泊まれるという、簡単に予約できるインターネット上の仕組みもあって。それもある意味では旅行会社を通じたお客さんにはなるんですが、恐らく西森委員のお問い合わせの件は、店頭で旅行商品、実際これに行く申し込みのようなお客さんというイメージで申し上げます。昨年440万人御来県いただいた中で、乗用車を使って来た方が64%、およそ3分の2の方が俗にいうマイカーです。そう考えると、店頭で旅行商品を申し込んだ方は、きっとJRの切符もセットになっている商品を買ったり、飛行機もセットになっていたりがほとんどだと思いますので。このマイカーで来ている方は、恐らくそういった旅行会社の店頭で商品を買って来る方ではない人たちじゃないかと受けとめています。この傾向は基本的にそんなに大きく上下動していなくて、大体この相場感でずっと来ていますので、この自然・体験型キャンペーンにおいても、恐らくは大体3分の2近くの方は、いわゆるマイカーで来る個人客ではないかと思っています。

◎西森委員 あとジェットスターがこの12月から就航するということですが、そことの連携というか活用というか、それは旅行会社が何かパック商品みたいな形になるのかちょっとわからないんですけど。ジェットスターの活用に関してはどう捉えていますか。

◎辻観光政策課長 まさに来週ジェットスターさんとも、今後のプロモーションとか連携に向けて打ち合わせをしましょうか、ということにしまして、そこからのスタートになるかとは思っていますけれども。恐らくパックの商品もつくられるかと思うんですが、やっぱり客層が、LCC系統は随分と若いお客さんが多いらしいです。そういった観点でいくと、例えば御自身でインターネットなんかで飛行機も予約して、ホテルも予約して、高知に来て自分の好きなことをどっぷり1日やるというスタイルの方も、割と多いんじゃない

ないかなと思っています。その辺また先方からいろいろ情報もいただきながら、いわゆるLCCの客層に対して我々がどうアプローチしていったらいいのか、ということもじっくり検討したいと思っています。

◎西森委員 旅行会社へのセールスということで、1,100万円の予算を今回補正で上げておるんですけども。こういったイベントをやるときは、これぐらいの予算額なんですか。力を入れるんだったら、ちょっと何か少ないんじゃないのと、そんな気もちょっとするわけですけど、どうなんでしょうか。

◎辻観光政策課長 もちろん旅行会社へのセールスという部分でいきますと、キャンペーンや博覧会があろうがなかろうが、もうこれはミッションとして当然やっている部分がございます。そういった意味では、年間通じて観光コンベンション協会が県外の主要都市、大都市に出向いて、商談会、説明会は切れ間なく開催しています。そういったベーシックな部分に加えて、さらにこのキャンペーンのために注力していくんだという部分で、今回補正予算を提案させていただいておりますので。そういった既存の部分も合わせて、全体で一定の活動量は確保できているんじゃないかなと思っています。

◎坂本（茂）委員 今お聞きしよって聞きたいと思ったんですけども、さっき言われた、440万人観光のうち乗用車などを使っている方が、6割ぐらいで推移しているということなんですけど。今回の自然・体験型観光を考えたときに、行く目当てのところが、2次交通が余りないところですから、もっとこの方たちがふえるのか。あるいは逆に、さっきLCCとの関係で、高知へ来たときにそういった方をいざなおうとしたら、レンタカーとかそういった部分が、果たして今の状況で充足されているのか。そこのところがどうなのかを教えていただきたいです。

◎辻観光政策課長 まさにそのレンタカーの部分については、先般の第2回の準備委員会でもそういった御意見をいただいたところです。今後の話になってしまいますけれども、県のレンタカー協会さんともお話をさせていただきながら、隅々までお客さんをいざなうという部分での、交通手段としてのレンタカーの活用方法について、検討を深めたいと思っています。

◎坂本（茂）委員 もう一つ、幕末維新博の場合は、それぞれ県下においでる観光ガイドボランティアの方なんかそれぞれに、その時々に合わせてスキルアップをされたりしながら対応されたと思うんですけども。今回の場合、それぞれいろいろ楽しもうとするものに対するインストラクターといった方は、大体充足されているんですか。

◎辻観光政策課長 観光の人材不足という部分は、特に郡部に行けば行くほどという部分がありますけど、人材不足という声はお聞きしています。そういった部分でまさに我々としても、担い手は当然ながら欲しいので、例えば手法としては地域おこし協力隊というような形で市町村に入ってきていただいて、例えば農業でも林業でも、その生業づくりに携わっ

ていただく傍らとして、こういった観光の視点も持ってインストラクターにも携わっていただくとか、そういったお話もさせていただいてきています。実際観光の、こういった体験型のインストラクターに携わっていただいている協力隊員さんも、現在出てきています。やっぱりそういったところで、事例を一つでも二つでもつくっていくことによって、また周辺に波及していこうと思っておりますので。そういった部分でしっかりと、まず人材の確保という部分は、重点的に力を入れてやりたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 確保するために、情報提供もしながらそういった人を発掘していくことなどを含めて、しかもそれがさっき言われた、農業だけではだめやけど、それをプラスアルファすることでそこで定着できるとか、そんなふうながにつなげていただけるように、お願いしておきたいと思っております。

◎上田（貢）委員 本会議でも質問しましたが、アドベンチャーツーリズム。これ説明を聞いていますと、やっぱりおもしろいなと思うがですけれども。先ほどからありますけれども、本会議で質問したように、2次交通に難があるんやったらそれを逆に生かして、空港をおりて、そこから西南地域へトローリングしながら船で行って、そこからカヌーでおりにきたりとか、ロードバイクを使ったりとかって、これ本当にぴったりやと思うんですよ。それをちょっと真面目に考えてみたらどうですかね。

◎吉村観光振興部長 私、本会議で御質問いただきまして、お答えもさせていただいたんですけれども。やはりおっしゃっていただいたように、高知ならではのストーリーを立てて、観光クラスターをつくるのにもってこいの思想ですので。このキャンペーンの準備の中で、キャンペーンを通じて、そうした仕組みづくりは、モデル的になるかとは思いますが、取り組んでいくようにさせていただきたいと思っております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。

再開時刻は午後1時といたします。

（昼食のため休憩 11時53分～12時59分）

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈国際観光課〉

◎加藤委員長 国際観光課の説明を求めます。

◎小西国際観光課長 国際観光課の小西でございます。

それでは国際観光課の9月補正予算案につきまして、御説明をいたします。右上に②とあります、補正予算の議案説明書の35ページをごらんください。

国際観光課からお願いしております補正額は、表の上から二つ目の左から3列目にござ

いますように、総額で1,790万4,000円でございます。

次に、39ページをお願いいたします。表の右端の説明欄でございますように、1、国際観光推進事業費の旅行商品販売促進事業委託料として300万円、外国人観光客誘致促進事業委託料として1,282万円、事務費として208万4,000円をお願いするものでございます。

詳細につきましては、議案参考資料で御説明させていただきます。お手元の議案参考資料の、国際観光課の赤のインデックスがついているページをお開きください。

国際観光の推進に関する9月補正予算額につきましては、先ほど御説明いたしました当課計上の1,790万4,000円と、観光政策課にて計上しております公益財団法人高知県観光コンベンション協会への観光振興推進事業費補助金576万円となります。

背景といたしまして、観光政策課からも説明しましたとおり、平成31年2月より自然・体験型観光キャンペーンを開始いたします。また、平成30年12月19日より成田国際空港、関西国際空港から高知龍馬空港へLCCが新規に就航いたします。これらを契機に、国際観光を推進するため、成田国際空港、関西国際空港の利用の多いアメリカ、オーストラリア、中国、韓国市場に向けて、自然・体験型観光を中心としたプロモーションを展開するとともに、台湾、香港、シンガポール、タイの重点市場に向けては、海外セールス拠点による旅行商品の販売促進を強化するとともに、四国3県の空港と連携した国際チャーター便を活用した、新たな企画商品の造成、販売促進に取り組んでまいりたいと考えております。

今回の補正では、中ほどにございます事業概要といたしまして、①自然・体験型観光キャンペーン及び国内線(LCC)新規就航を生かしたプロモーションの展開、としまして、(1)米豪市場、アメリカ、オーストラリア市場向けに、旅行動向や旅行情報の収集源などを視野に入れながら、セールス素材や情報発信手法の選定を行うため、マーケティング専門家等に広報コンサルをお願いをいたしますとともに、アドバイザー会議の開催や、自然・体験ツアーに強い旅行会社やブロガー等を招請してモニターツアーを実施するなど、個人旅行者向けの商品企画・販売及び情報発信に取り組みたいと考えております。

また、(2)中国市場に向けましては、まだ約4割が団体ツアー利用者でございますため、現地の旅行会社を招請しモニターツアーを実施するとともに、県内観光事業者等との商談会を開催することで、旅行商品の造成、販売及び情報発信を行いたいと考えております。

さらに、(3)韓国市場向けには、既に約9割が個人旅行者であるため、有力なブロガーを含むメディア等を招請し、モニターツアーを実施するとともに、現地でメディア等を招聘し、情報交換会を開催することで、旅行の動機づけとなる情報発信を行いたいと考えております。

次に、②重点市場の強化といたしまして、(1)海外セールス拠点による販売促進の強化としまして、高知を含む旅行商品の販売を促進するため、重点市場の旅行会社に対し、高

知特集の広告作成等への支援や、そして（２）チャーター便を活用した新たな企画商品の造成として、四国３県の空港と連携した、チャーター便を生かした新たな旅行商品を企画販売する、旅行会社に対する支援等を行ってまいりたいと考えております。

こうした取り組みにより、外国人観光客のさらなる誘致拡大を目指してまいりたいと考えております。

以上で、国際観光課の説明を終わります。

◎加藤委員長 はい、それでは質疑を行います。

（なし）

◎加藤委員長 それでは、質疑を終わります。

〈地域観光課〉

◎加藤委員長 次に、地域観光課の説明を求めます。

◎澤田地域観光課長 地域観光課の澤田でございます。

当課の９月補正予算について、御説明をさせていただきます。お手元にお配りしております資料、右肩に②と書きました議案説明書の35ページをお願いいたします。

表の３段目、地域観光課では5,122万6,000円の増額補正をお願いいたします。その財源の内訳といたしましては、特定財源としまして国費、地方創生推進交付金1,000万円と、一般単独事業債1,300万円を活用するとともに、2,822万6,000円の一般財源を計上させていただきました。

補正予算の内容につきましては、先ほど観光政策課が説明しました同じ資料、議案参考資料の地域観光課の赤のインデックスがついたページで御説明させていただきます。議案参考資料の７ページをごらんください。

資料のほうはタイトルを、自然・体験型観光キャンペーンに向けた観光拠点等の整備、とつけたものでございます。先の６月県議会におきまして、来年２月からスタートする自然・体験型観光キャンペーンに向けて、観光資源の磨き上げとあわせて新たな経済効果を生み外貨を稼ぐ、市町村などの取り組みを支援させていただき、観光拠点等整備事業費補助金のメニューを拡充し、補正予算をお認めいただき、おかげさまで17の事業を進めることができっております。

午前中お話をいたしました、7月上旬にはキャンペーンに多くの皆様に参加していただくとともに、この新たな支援策を活用していただき、キャンペーンの準備が進むよう、市町村や民間事業者の方を対象とした事業説明会を、県内七つのブロックで開催いたしました。その結果、150名を超える方々に参加していただいております。この説明会では6月県議会でのお話も踏まえまして、市町村には地域の方の声をぜひ聞いていただけるように、アンテナを高く張って取り組んでいただけるように、お願いもしたところでございます。今回は、説明会を開催した後に再度行いました要望調査の結果を踏まえまして、観光拠点

等整備事業費補助金5,122万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

お手元の資料には、主な事業内容を記載しております。例えば、資料右上の大川村では、さめうら湖の穏やかな湖面を生かした水上サイクリング。ドーム船のワカサギ釣り。これは食にもつながってまいると思いますし、こういった特徴を生かした体験プログラムの造成に取り組む予定でございます。

その下の黒潮町では、これはまた午前中の御指摘にも重なりますけれども、西南大規模公園大方エリアにあります多目的広場の整備が進みまして、増加している利用者によりよいサービスを提供するため、観光案内やアクティビティの受け付け機能も備えた宿泊施設を整備することとし、その基本構想を作成する予定でございます。

資料の左下の、三原村でございます。絶滅危惧種のヒメノボタンが群生いたします星ヶ丘公園を再整備するとともに、集落活動センターやまびこを中心に体験プログラムを提供して、活性化につながるように基本構想づくりに取り組む予定でございます。

今回の9月補正予算では、これらに加えましてアクティビティの備品等の整備など、10事業を支援させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。その際には、市町村任せにするのではなく、私どもも一緒により取り組みになりますようサポートして連携してまいります。

資料が前後いたしますが、右肩に④議案説明書条例その他の3ページをお願いいたします。当課からは上段、高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例の一部改正をする条例議案と、同じ資料の5ページでございます、中段、新足摺海洋館飼育設備工事請負契約の締結に関する議案を提案させていただきました。

資料は、詳しい内容につきましては先ほどの同じ資料、議案参考資料の赤のインデックス、地域観光課の8ページ、こちらで御説明をいたします。

資料の左上に記載してございますが、新海洋館の基本方針は自然保護、教育・環境教育、調査研究、レクリエーションという、水族館本来の機能を有した上で、展示と目の前の自然環境やアクティビティが連動する日本初といえる水族館でございます。

その特徴といたしまして、ローマ数字のⅠ、目の前に広がる竜串湾や地域の自然と連動する一体感ある展示の実現。Ⅱ、隣接する環境省のビジターセンターと連携し、展示から本物の自然を体感できる竜串湾やその周辺に誘導。Ⅲ、地域の自然・体験・食・歴史を周遊させるクラスターの拠点という三つの役割でございます。

施設の規模につきましては、地上2階建てとしまして、括弧書きは現館の数字でございますけれども、建築面積、延床面積、展示水槽数、展示数、駐車台数の全てを拡充いたします。これらにかかります総工事費は約44億5,000万円となり、開館時期は2年後の東京オリンピック・パラリンピックを見据えまして、同じ年の夏前を予定しております。

資料右側のスケジュールのほうをごらんください。海洋館は、水族館という施設の特殊

性から、本体工事に約20カ月程度の工期が必要と見込んでおりました。グレーの楕円の部分で囲んだように、現在建築主体工事などの各種工事に着手しております。スケジュールの下側に記載しておりますが、今議会には見出しのとおり、先ほど御確認いただいた二つの議案を提案させていただきました。条例改正の議決をいただくことができれば、指定管理者の公募手続に入り、審査会を経て指定管理者の候補を選定させていただきます。2月県議会には指定管理者の指定議案を提案し、議決をいただくことができれば、平成31年4月から4年間、指定管理者による管理代行を開始する予定でございます。

資料中段の、改正条例のポイントをごらんください。主な改正点は、指定管理者制度の導入、休館日、開館時間の変更、利用料金の導入の三つでございます。指定管理者制度の導入に関しましては第1条の2において、施設の管理代行を指定管理者に行わせることとし、第9条、第10条で指定管理者の指定を受けようとする者からの申請、知事による候補者の決定、県議会の議決をいただいた上で、指定管理者を指定するといった一連の手続を規定いたします。

指定管理者制度の導入に当たっては、県外の公立水族館の4割が民間のノウハウを活用するため、指定管理者を公募しております。また、県の公の施設の指定管理者制度に関する運用指針に基づき、原則公募という考え方に沿いまして、新海洋館の指定管理者についても公募を行いたいと考えております。

次に、休館日、開館時間でございます。新海洋館は休館日を設けず、年中無休といたします。足摺竜串エリアにはアウトドア系のアクティビティや体験施設が多く、荒天時には休業せざるを得ない場合がございます。その場合にも、せっかくおいでくださったお客様に海洋館が代替サービスを提供できるように、年中無休とするものでございます。ただ、海洋館の設備は、どうしても定期的なメンテナンスも必要になりますので、そういった場合には臨時休館日を設けることを想定しております。

また、開館時間につきましては、現在4月から8月の期間は午前8時から午後6時まで、9月から3月の期間は午前9時から午後5時まででございます。新海洋館では、開館時間を1年を通じて午前9時から午後5時までに一本化いたします。竜串地域のアクティビティは、全て午後5時までに営業が終了いたしますので、アクティビティを楽しんだ後、お客様が午後5時のタイミングで海洋館に入館された場合にも、館内をゆっくりごらんいただけるように、午後5時というのは最終の入館時間といたしまして、閉館自体は午後6時で運用いたします。なお、夏休み等の繁忙期には利用者の利便性を考慮し、開館時間を延長できる規定も盛り込んでおりますので、サービスが低下しないように努めてまいります。

次に、資料右側の利用料金の導入でございます。利用料金のうち入館料につきましては、別表第1で1日の入館料と年間入館料の基準額を定めます。1日の入館料は大人1,200円

で、平成27年度に策定いたしました基本計画の考え方を取り入れながら、県内の桂浜水族館の入館料1,200円などを考慮して、設定したものでございます。これは現行の入館料の約1.6倍にはなりますが、新館の延床面積が1.4倍、展示水槽数1.8倍、観覧動線も1.8倍に拡充し、展示内容も工夫をいたしますので、お客様の満足度も高まるものというふうに考えているところでございます。年間を通じて自由に入館できます年間の入館料は、リピーター率を高め、入館者数を確保するため、現行の1.4倍に抑えた大人1,700円に設定しております。

新館につきましては、入館者の目標を県西部の観光施設では最大となります。年間11万人に設定をしておりますが、入館料の収入と、人件費や運営にかかります支出を見込んだ指定管理料は、指定の期間となります平成31年度から34年度までの4年間の平均で、年9,900万円を予定しております。

また、新海洋館は一般の方も使用できる会議室を設けておりまして、別表第2で使用料を定めます。使用料につきましては、他の県立施設等と同じ算出方法によりまして、年間のランニング、イニシャルコストを面積で案分して、時間単価を算出した上で、午前9時から正午までを5,610円、正午から午後5時までを9,350円と、半日単位で設定をしております。

こうした条例の一部改正につきましては、平成31年4月1日から施行いたしますが、指定管理者の指定の手續などは、準備行為といたしまして施行日前から行わせていただき、利用料金の規定は新海洋館の開館日から施行することとしております。

次に、新足摺海洋館飼育設備工事の請負契約議案について御説明いたします。資料下段の、新足摺海洋館飼育設備工事の請負契約内容をごらんください。この工事は新海洋館における水槽やろ過装置、循環ポンプ等の水回りに関する機器等の整備を行うものでございます。予定価格が5億円以上になりますので、地方自治法第96条第1項第5号、高知県契約条例第2条に基づきまして、請負契約の締結に係る議会の議決をお願いするものでございます。請負契約の内容でございますが、一般競争入札により横浜・八景島シーパラダイス等で実績のございます新菱冷熱工業株式会社と、高知市に本社があります株式会社中島工務店の特定建設工事共同企業体に8月1日付けで落札決定いたしました。仮契約金額は消費税を含めまして9億7,524万円、工期完成期限は平成32年2月28日でございます。

説明のほうは以上でございます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 年間9,900万円で委託されるわけですけど、この委託先はどのようなところを考えていますか。委託資格とか、そういうものがわかれば教えてもらいたい。

◎澤田地域観光課長 海洋館につきましては公募を行いますので、公募先につきましては、県内、県外企業を対象にしていきたいとは考えておりますが、先ほど御説明しました指針

に基づきまして、基本は県内事業者が対象になってまいります。ただし、やはり競争力等を高める必要もございますので、県内事業者、あるいは県外事業者とグループを組むような形での応募も可能になっておりますので、そういった意味では県内あるいは県外の事業者に向けて情報発信をしていきたいと考えているところでございます。具体的に水族館の運営に係る要件も構えたいと考えておりまして、一つには、過去に水族館の実績がある法人でありましたり、あとは館長を設置する必要もあると思っておりますので、過去に総括的な責任者を務めたことがある方を置いていただけるような条件、そして飼育員も配置いたしますので、水族館での勤務経験がある方などを配置していただけるような設定をしていきたいと考えております。

◎吉良委員 観光拠点等整備事業費補助金のことですけれども、それぞれ今6カ所出していますけれども、例えば大月町なんかでこの事業内容を見ると、さまざまあるわけですが、実質その事業を行う業者との契約は、市町村になるわけかな、どこになるわけですか。

◎澤田地域観光課長 三原村の場合で言いますと市町村等が所有しておりますので、市町村のほうが指定管理等に出していく形になりますので、契約先としては民間事業者が対象になってくるかと考えております。

◎吉良委員 三原村はとおっしゃいましたが、大月町は。

◎澤田地域観光課長 失礼しました。大月町も同じく、公の施設になってまいりますので、町が民間事業者等と契約を結ぶことになります。

◎吉良委員 それと、いろいろお話も伺っているんですけれども、やっぱり県が主体になって、主導してやっている事業ですよ。その事業者の選定に当たって、もちろんそれは町のあれですから、その契約は直接やるわけですが、あるところなんか同じ業者が全部をやるとかいう声も聞こえてきています。もちろん入札もせないかんわけですが、そこの辺に対してもなるべく、もうあまねくの力量があれば、上手に、地域の事業者がその事業にかかわっていけるような指導があってもよさそうに思うんですけど。その辺については余り県としては、かかわっていないわけですか。

◎澤田地域観光課長 基本的には公の施設でありましたら、やはり公募という形をとられる場合がほとんどでございますので、そういった意味で言いますと、市町村の事務にのっとった形で、適正に事務が行われていると考えているところでございます。ただしこの間、前回の6月県議会でもお認めいただいたように、民間活力を導入するための需要調査なんか我々行っていきたいと思っておりますので。そういった意味で県内外の事業者さんが広く参画できるように、情報提供はしていきたいと考えているところでございます。

◎吉良委員 やっぱり地域全体が潤って、そして継続してかかわっていけるようなことに、目配りをしていただけたらと思います。それからこの6カ所で大体3,000万円ぐらいだと思

うんですが、10事業とおっしゃいましたけれども、あと4つはどこで、どのようなものですか。

◎澤田地域観光課長 あとの事業につきましては、田野町がございます。田野町では、町歩き等いろんな地域観光の取り組みがされておりますので、そういったところを一つにつなげる取り組みができないかというプログラムづくりが行われます。もう一つは、安田町でございます。安田町は、アユおどる清流キャンプ場を公の施設で持っておりますので、そちらの基本構想の策定でございます。もう一つは、津野町でございます。こちらのほうは源流点の拠点がございますので、そこをうまく活用できるような形で、こちらのほうも基本構想を策定するという形でございます。あと一つにつきましては、香美市でございます。龍河洞に関して整備をさらに進める必要がございますので、その部分について今現在要望が上がってきている状況でございます。

◎西森委員 この観光拠点等の整備事業ですけど、これは今回の6つと先ほど説明いただいた4つで、10の施設整備を行うということですけど。このほかには上がっていなかったんでしょかね。100何十人かの何か説明会をやったって言っていましたよね。そういうところから上がってきて、最終的にこういう形になったと思うんですけども、ほかはどんな形だったんでしょ。

◎澤田地域観光課長 ほかにも要望的なものはございましたけれども、やはり今回の事業スキームというのが、地域経済に影響をもたらすような取り組みも一緒にやってくださいというお話でございましたので、もう少し計画等を練り上げる必要もあったということで、今現在は10事業になってございます。

それと、先ほど申しわけございません、安田町が重複しておりましたので。馬路村の、魚梁瀬のキャンプ場の整備が一つ入っております。

◎西森委員 そうすると、今例えば市町村とかで検討していきながら、今後出てくる可能性もあって、来年の当初予算にそれが上がってくることも考えられるだろうか。

◎澤田地域観光課長 御指摘のとおりでございます。今現在練り上げているものが、当初予算に上がっていく可能性はございます。

◎西森委員 これは当初予算としては、30年度は全くゼロだったということでしょうか。

◎澤田地域観光課長 おっしゃるとおりでございます。6月補正以降の取り組みでございます。

◎西森委員 あとこういう施設とかを整備していきながら、磨き上げをしていくと、今後これをどうPRしていくのが、大事になってくると思うんですよね。そういう面では、観光政策課であるとか国際観光課との連携のもとで、進んでいくのかなと思いますけど。先ほど来、観光政策課もそうでしたし、国際観光課もそうでしたけれども、結構ブロガーさんの影響というかそういう情報発信が、今後さらにいろんな面でふえてくるんだろうな

と思っているところなんですけれども、そのあたりはどういうふうに、これは部長に聞いたほうがいいでしょうかね。

◎吉村観光振興部長 自然・体験型観光キャンペーンのPRに当たりましては、今委員からお話がありましたように、SNSでの発信にも注力をしていきたいと考えております。これから団体客のお客様を誘致もしますけれども、海外も国内も、個人のお客様を誘致することも、力を入れていきたいと考えておりますので。その際にはやはり、おっしゃっていただいたブロガーですとか、インスタグラムですとかフェイスブックを活用して影響力を持った、いわゆるインフルエンサーを活用して情報発信をしていただく取り組みが、非常に一つのポイントになろうかと思っておりますので。これは、そういうインフルエンサーを個別に紹介もいただいて選定もしていただく方法もあれば、航空会社さんとか、旅行会社さんとか、アウトドア総合メーカーさんのネットワークも生かして、そういうSNSに強いインフルエンサーさんを御紹介していただくような、そういう取り組みでインフルエンサーさんを活用させていただきたいと考えております。

◎西森委員 やっぱりそういう人の影響って、物すごく大きいと思うんですね。だからそういうことを考えると、そういう影響のある人たちが、それは国内に限らず海外の人でも、何か大集合できるみたいな、県としてそんな仕掛け。その人たちは本当に、ある面では旅行会社に匹敵するぐらいの影響を持っているような気がするんですね。だから、何かそういう人たちが高知に大集合して、一気に情報をばーっと発信していただけるような、何かそんな国内外の影響を持つ人たちに対する仕掛け、仕組みみたいなのを、ぜひこれは考えていただければなと思いますけれども、どうでしょう。

◎吉村観光振興部長 SNSの発信力を持った方々を集めて、一気に高知の情報拡散をという御提案、大変効果的でユニークな取り組みだと思っております。今申し上げましたように、旅行会社であったり、航空会社でやったり、アウトドア総合メーカーであったり、あと個人のSNSの発信者であったりという方々を、例えば高知に来ていただいて、ファミリーツアーで高知をおめぐりいただいて発信をしていただくような仕掛けも取り組んでいきたいと思っておりますので。規模の大小は出てくるかとは思いますが、そういう発信力のある方々を集めて発信をするという取り組みは、進めさせていただきたいと思っております。

◎西森委員 あと足摺海洋館ですけれども、この指定管理、先ほど平成31年から34年の4年間ということだったと思うんですけど、これは大体こういう施設関係は4年間ということで、よろしかったんですかね。

◎澤田地域観光課長 先ほど申し上げました県の指針では、5年以内にするという規定がございますが、一方で指定管理者を初年度に導入した施設につきましては、大体3年程度が指定管理期間になっております。足摺海洋館の場合につきましては、1年間だけ旧館を

運営する期間がございますので、それと3年を合わせて、4年という期間を設定したところでは。

◎西森委員 わかりました。せっかく新しくなるわけでもありますし、おもしろい運営というか、いい運営をぜひやっていただけるようなところに参加いただいて。最終的には、いろんなことで決定をしていくことになるんでしょうけれども、いろんなおもしろいところが、運営も本当に魅力のある運営をしていただけるようなところが、どんどん参加してもらえればと思います。

◎坂本（茂）委員 観光拠点の整備の関係で、先ほど言われた10、ここには6つしか出ていないですけども、全部をこういう形で、後でいただけませんか。それとこの事業内容の中に基本構想の策定という言葉があるのは、大体3分の2以内の限度額の補助金で、そういう言葉が入っていないのは、2分の1以内の補助金の事業だと見れるわけですけども。基本構想を策定した後に、さらにこの観光資源強化事業での補助金を受けるいうことはできるわけですか。

◎澤田地域観光課長 御指摘のとおりでございます。基本構想をつくった後にまた整理をするということは可能でございます。

◎坂本（茂）委員 逆に資源強化事業をやっていて、そこからさらに今度また基本構想をつくり直すじゃいう話にはならないですか。

◎澤田地域観光課長 基本的にはそういったケースはないだろうと思っております。

◎坂本（茂）委員 わかりました。後で10の事業を、こういう一覧でください。

◎澤田地域観光課長 後ほど御提供させていただきたいと思っております。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎加藤委員長 続いて、土木部について行います。

初めに、部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎村田土木部長 土木部長の村田でございます。

それでは、9月議会に提出してあります土木部の議案につきまして御説明申し上げます。お手元にお配りしております参考資料、青いインデックス、土木部がつけましたところの1ページ目をおあげいただきたいと思います。

平成30年度9月補正予算における一般会計の総括表でございます。表の左から3列目の補正見込額最下段にありますように、総額195億1,847万9,000円の補正をお願いしております。

今回の補正予算は、県内に甚大な被害が発生した7月豪雨への対応として、道路や河川などの被災施設の復旧に要する費用や、河川などに堆積した土砂や流木撤去を緊急的に実施する費用、またそのほかに平成31年度末の調査完了を目指し昨年度から加速している、土砂災害特別警戒区域の調査に要する費用や、住宅耐震改修の設計や工事、コンクリートブロック塀の安全対策などに対する市町村からの要望が、当初の見込みを上回ったことなどに対応するための補正をお願いするものでございます。

次のページ、2ページ目は、性質別の予算説明資料となっております。

次のページの、3ページから4ページ。こちらは平成30年度の債務負担行為の追加をお願いするものでございます。3ページ目のテレメーター更新工事請負費は、県内の河川に設置するテレメーターについて、無線規格が改正され、新規格に更新する必要が生じていることから、7月豪雨で特に被害の大きかった安芸川、夜須川、物部川流域などを優先し、平成30年度から事業着手するための、次年度以降の必要額をお願いするものでございます。

続きまして、4ページの沈下橋修繕事業費交付金についてです。昨年11月に被災しました四万十市の岩間沈下橋を初め、県内にある48の沈下橋は地域固有の土木遺産であり、かつ観光資源としても重要な役割を担っています。しかしながら、設置から相当年数が経過し老朽化が進んでいることから、市町村が実施する修繕工事を加速化するための支援制度を創設し、今年度から優先的に実施する8橋を支援する予算につきまして債務負担行為をお願いするものです。これらの詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明させていただきます。

続きまして、5ページをお願いいたします。平成30年度繰越明許費の説明資料でございます。上段の表をごらんいただけますでしょうか。今議会に提出しております繰越予算件数は158件で、金額は187億3,546万6,000円となっております。

下段の左側の表は、工種別の件数と金額、その右側の表は繰り越しの理由別の内訳を記載しております。これら158件の工事は、工期を考慮いたしますと、工事の完了が平成31年度になることが見込まれるため、この議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。

次に、条例その他の議案につきましては、まず契約議案としまして、和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案。日本下水道事業団に委託しております、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの整備工事に関して新たに締結する協定と、平成29年度協定の変更に関する議案。高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案の4件。条例議案としまして、高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案の1件をそれぞれ提案しています。

その他報告事項といたしまして、高知県全県域生活排水処理構想の策定についての報告がでございます。

詳細につきましては、後ほど担当課長から説明させていただきます。

参考資料の最終ページ、赤いインデックス審議会等とありますページをお願いいたします。平成30年度の各種審議会等の審議経過等につきまして、一覧表のとおりでございます。

以上で、9月議会へ提出しております、土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。

〈河川課〉

◎加藤委員長 続いて所管課の説明を求めます。

最初に、河川課の説明を求めます。

◎岩崎河川課長 河川課長、岩崎でございます。河川課からは補正予算、繰越明許費、債務負担行為、及び条例その他議案について御説明いたします。

資料②、議案説明書補正予算の75ページをお開きください。まず歳入予算でございますが、7款分担金及び負担金の9目土木費負担金は、今回お願いしております永瀬ダム管理費などの補正に伴い、ダムの利水者からの負担金額を増額するものでございます。

9款国庫支出金の10目土木費補助金は、ダム事業の補正に伴い、補助金や交付金を増額するものでございます。

15款県債の11目土木債は、ダム事業及び河川事業の補正に伴い、それぞれの起債額を増額するものでございます。同じく県債の14目災害復旧債は、歳出のほうで御説明いたしますが、今回の7月豪雨に係る河川事業の補正に伴いまして、起債額を増額するものでございます。

これらによりまして、歳入予算の補正額は、35億36万6,000円の増額となり、合計で114億1,635万2,000円となります。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。76ページをお開きください。12款土木費の1目河川管理費でございますが、右の説明欄をごらんください。1生活貯水池ダム建設事業費及び2ダム改良費につきましては、いずれも国の内示差への対応により補正をお願いするものでございます。次に、3永瀬ダム管理費から6坂本ダム管理費につきましては、今回の7月豪雨により発生しました流木の処分や被災した施設の修繕など、被災対応に必要となる費用について、それぞれ増額をお願いするものでございます。

77ページをごらんください。2目河川整備費でございます。1河川改修費につきましては、今回の7月豪雨により発生しました流木の処分、河床掘削、及び護岸修繕など被災対応に必要となる費用。また今回の豪雨を受けまして、中小規模の水門や排水機場などの河川管理施設の修繕や更新を、老朽の著しいものから優先的に実施する費用。合わせまして、32億4,406万2,000円の増額をお願いするものでございます。内訳としましては、流木の処分、河床掘削及び護岸修繕などについて29億5,650万円。また、水門や排水機場などの修繕や更新について、2億8,756万2,000円でございます。

次に、2河川調査費につきましては、今回の豪雨により発生した浸水被害を調査し、対策を検討する費用としまして、2,790万円の増額をお願いするものでございます。3水防活動費につきましては、今回の豪雨により土のうなどの水防資材を大量に使用しましたことから、その補充費用としまして1,153万9,000円の増額をお願いするものでございます。

78ページをお開きください。これらによりまして歳出予算の補正額は35億6,543万7,000円の増額となり、合計で119億1,066万4,000円となります。

次に、繰越明許費について御説明いたします。79ページをごらんください。まず、1目河川管理費の生活貯水池ダム建設事業費につきましては、大月町の春遠ダムにおきまして、地質調査に対する地権者や地元の方々との立入調査など、計画調整に日時を要したことにより2億7,405万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、2目河川整備費の河川改修費につきましては、香南市の下井川など2カ所におきまして、用地買収交渉などに日時を要したことにより、3億6,144万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費につきましては、北川村の奈半利川におきまして、清水バイパスに係る工事の施工に伴う水質汚濁に関しまして、漁業関係者との施工時期の調整に日時を要したことなどにより、1億4,395万5,000円の繰り越しを。床上浸水対策特別緊急事業費につきましては、いの町の宇治川と日高村の日下川におきまして、軟弱地盤による振動及び地盤変動問題について、地元との協議など計画調整などに日時を要したことにより、13億7,068万7,000円の繰り越しを。防災・安全交付金事業費につきましては、奈半利川など17カ所におきまして、漁業関係者との施工時期の調整を初めとします計画調整などに日時を要したことにより、9億2,310万5,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

これらにつきましては、契約時点におきまして、年度をまたいだ契約期間を設定できるいわゆる翌債の手続を行いたいと考えているものでございまして、今議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。いずれの事業も、適切な事業執行に努めてまいります。

次に、債務負担行為について御説明いたします。80ページをお開きください。河川課において水防対応のために設置しております、テレメーターの更新工事請負費の債務負担行為をお願いするものでございます。

テレメーターとは、雨量計や水位計などの観測機器の観測データを集中管理するために設置している無線機器で、無線規格の改正に伴い、旧規格の機器については、平成34年12月の無線免許更新までに順次新規格に更新する必要性が生じております。今回、89カ所の旧規格のテレメーターのうち、7月豪雨で特に被害が大きく、いまだダメージが残っています安芸川、夜須川、物部川流域と西南地域の監視局など、7局について優先的に更新を実施したいと考えております。

更新に当たりましては、水防業務に支障を来たさないよう、来年度の出水期までに更新作業を完了させる必要がございます。そのためには、平成30年度に事業着手する必要があるので、今回9,602万8,000円の債務負担をお願いするものでございます。

続きまして、条例その他議案について御説明いたします。③条例その他議案の32ページをお開きください。第21号議案、和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案でございます。契約の変更内容は、契約金額47億8,680万6,120円を、17億5,161万5,280円増額し、65億3,842万1,400円とし、あわせまして工期を平成31年3月31日から平成37年2月28日までに変更するものでございます。

土木部参考資料の、河川課のインデックスがついた1ページをごらんください。資料の1番(1)に契約の概要を記載しております。(2)に現在問題となっております、節理面についてのこれまでの経緯をまとめております。和食ダム本体建設工事におきまして、左岸斜面に確認されました、広範囲に広がる粘土を含んだ割れ目、いわゆる節理面につきましては、国の専門機関と協議した上で、恒久的なダムの安全性を確保するために、再掘削により除去することを決定しております。

2ページの(3)現場の状況をごらんください。中ほどが左岸斜面で確認されました節理面で、下段が再掘削に向けて準備を進めている現場の状況写真でございます。

次に、3ページの、今回の契約変更議案について説明させていただきます。(1)の主な経緯表の⑩をごらんください。本年4月の業務概要委員会におきまして御説明もさせていただきましたが、本年2月19日に開催しました、高知県公共事業再評価委員会におきまして、この再掘削など追加工事を含む和食ダム建設事業の総事業費が増額になること。あわせまして、事業の完了が平成30年度末から6年間延長し、平成36年度末になるという、全体計画変更の県の対応方針案をお示しいたしました。審議の結果、事業の効果が高く、また、地元住民の要望も非常に強いため、事業を継続する提言をいただいたところでございます。

表の⑬をごらんください。この提言を踏まえ、国に全体計画変更の申請を行い、協議を重ねた結果、去る5月9日に県の対応方針案どおりに国から変更の同意を得たところでございます。

表の最下段⑭をごらんください。国の同意が得られたことから、和食ダム本体建設工事が竣工するために必要な債務負担行為の追加につきまして、去る6月議会に補正予算に上程させていただきお諮りし、御承認をいただいたところでございます。

4ページの(2)をごらんください。本議会でお諮りする建設工事請負契約の変更内容とその内訳を記載しております。今回お諮りする変更契約金額は(B)65億3,842万1,400円で、現契約金額が(A)47億8,680万6,120円。その差額でございます(C)17億5,161万5,280円が増額となり、その内訳を(ア)の表に記載しております。

具体的には、節理面を除去するために必要となった左岸再掘削の費用が、7億1,700万円余り。節理面除去に伴います堤体コンクリートの増加分など、5億500万円。同じく再掘削に伴いまして、保護するのり面の面積が増加することによる法枠工の増が2億4,800万円余り。工事中仮設道路や濁水対策など、安全対策工の増が2億8,200万円余りとなっております。なお、金額の欄の下段の括弧の中に記載している金額は、6月議会の債務負担行為の追加の際に計上した金額でございます。

この議会後にJVと現地を確認しながら、詳細な協議を重ねて、適切な工法を検討してまいりました。その内容は、工事の安全を1番に考え、掘削作業と積み込み作業の完全分離といいました施工手順の工夫を行ったことや、コスト削減のために現地で施工可能な重機の配置計画の見直しなどを行ったことなどでございます。

続きまして、その下の(イ)、工期増分の工事内容をごらんください。まず、来年2月に開始予定の再掘削工事につきましては、全ての安全に配慮した上で、確実に掘削工事を完了できる期間としまして、来年2月から平成34年12月を予定しております。その後左岸のコンクリート打設などダム堤体の残った工事を施工し、その完了できる時期を平成36年2月と見込み、引き続きダム工事で最終となります試験湛水の実施期間を、平成37年2月末まで予定しております。これらのことから工期の増を約6年と設定しております。

最後に、3の今後の対応についてでございますが、再掘削に向けた準備工が完了次第、左岸再掘削工事に着手し、早期にダムの事業効果が発揮できるよう工事を進捗してまいります。

以上で、河川課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本(茂)委員 河川改修の関係で、例えば今回の7月豪雨対応として、河床掘削するとかあるいは護岸修繕だとかそういったことを含めて、全体で211カ所の改修工事が予算計上されているわけですがけれども。例えば我々が業務概要調査をやったときにそれぞれの市町村から出ていた、例えばここの河川について掘削をやってもらいたいとか、あるいは護岸の修繕をやってもらいたいとか、そういう要望が出ていたところで今回豪雨によって被害が出て、なおかつそれを復旧、河川改修をしなければならないと予算を充てた箇所がどういふところがあるか、きちんとわかるような資料はありますか。

◎岩崎河川課長 この209カ所につきましては、7月豪雨を受けまして、全ての河川を再調査したところでございます。土砂とかがこれまでたまっていたところ、あるいは直さなければいけないようなところ等含めまして、全て調査したところでございます。各土木事務所等に調査していただいたものを集計したものでございまして、各河川、どここの河川で幾ら、どここの河川で幾らというデータはございますが、ちょっと今持っておりません。相当な割合で、地元から要望が出ていた箇所が含まれていると考えております。

◎坂本（茂）委員 というのは、まさに今回豪雨災害対策の推進本部をつくって、そういう箇所を点検していこうと、早目早目に備えていくということを考えたら、今回の豪雨対応によって河川改修をやるのが、そのことにもつながる部分はあるだろうと思うんですよ。そういう意味で、結局市町村からそういう要望が出ていたところが、今回改修対象になってるかとか、あるいは場合によって、要望が出されていたところが被害に遭ったかどうか分かる資料を、きょうあすじゃなくても結構ですけども、出してもらいたいと思うんです。それがこれからの豪雨災害対策本部のやるべきことにも、つながっていくのではないのかなと思いますけど、いかがでしょうか。

◎岩崎河川課長 委員のおっしゃるとおりでございます、豪雨災害対策推進本部会議というのは、これから冬場にこそ夏場の準備をするということを目的にやっておるものでございます。それぞれの河川でメニューを決めて、PDCAを回していくためにも、どれぐらいできたという進捗を管理していかなきゃならないと考えておりまして、委員のおっしゃるとおりだと考えております。現在手元に〇〇川事業費〇〇、工事概要河床掘削とか、堤防の除去とか、支障物撤去とかというものは実際あるんですが、余りにも数が多過ぎますので。要望とどのような重なりがあるとか、今回の豪雨でその箇所がどうなったかなどにつきまして、改めて整理させていただきまして、御説明にお伺いさせていただきます。

◎坂本（茂）委員 委員の皆さんもそこのところは知りたい情報やと思いますので、ぜひ全体化していただけるようお願いをしたいと思います。

◎西森委員 鏡ダムの管理費の、この内容を見せてもらったら、落雷による施設整備の修繕ということなんですが、こういう落雷とかは何か保険とか対応はあるんですかね。どうなんでしょう、保険みたいなもの。

◎岩崎河川課長 申しわけございません。そのあたり確認させていただく時間をいただきたいと思います。

◎西森委員 わかりました。あったとしても結構高いのかな。そのあたりも含めて、また教えてもらえればと思います。

◎吉良委員 和食ダムで、何か今言うちょかないかんと思うんですけども、もう次、契約変更なんていうことはないと言えますか。

◎岩崎河川課長 今の段階では左岸の再掘削に伴いまして、考えられる安全対策などメニューは全て網羅して、今後はないと、今の段階ではないと言い切れるんですが。今後進めていくに当たりまして、いろんなことが起こるかもしれませんので、断定はなかなかしづらいところでございます。

◎吉良委員 もう本当にこれ、タマネギの皮むきみたいで、むいたらまた次が出てきて、結局最後は何にも完成しなかったみたいなことになりかねんと思いますので。徹底的に現在の知見含めて、準備期間があるわけですから、周辺も土壌も含めて調査をして。さっき

もおっしゃっていましたが、そういうことをやっていただきたいと、なお要望しておきたいと思います。

それで、この審議会でも2月19日、審議の結果事業継続の提言を得たと。この平成25年からずっとやっていて、現場、現地で農業被害とか何とかは、この工事中にありましたか。工事の必要性そのものが、何か問われてくるんじゃないかという思いも、なきにしもあらずなんですけど。どのような審議で事業継続の提言を得たというふうに、ちょっと中身を教えていただけますか。

◎岩崎河川課長 この審議につきましては、これまで事業費でありますとか、工事の内容、あるいはスケジュール、地元の熱意、そういったものを説明しまして、その費用対効果などを勘案して、審議会とか再評価委員会などで皆様方に、継続という提言をいただいたところでございます。この平成25年以降につきましては、目立った浸水被害などはありませんが、このダムのきっかけとなりましたのが平成元年の洪水。あの芸西村一帯がかなりの面積で浸水被害を受けた豪雨をきっかけに、このダムの計画が進んできたところでございます。あわせて渇水も、最近はないんですけれども、昭和の時代などに水道の断水などが発生していたことから、芸西村としましても、ダムと一緒に水道用水も確保したいというところから始まったものでございます。

◎吉良委員 この前の豪雨のときもハウスのほうがつかったというんで、行ってお聞きをしたんですけれども。ダムのほうの川とは全然関係なくて、排水のポンプ場の機能が余りその現場に合っていないような能力で、それであそこのあたりがつかったということがわかったんですよね。だから、どうも何かこの事業そのものの効果が、直接的に今求められているようなお話は聞かなかったもんでね、ちょっと話をさせてもらいました。いずれにしても、今の段階で必要があってやっているわけですので、ぜひ早期に完成させるようなこと、それから先ほども申し上げましたように、もうこれ以上の変更がないように、十分に調査もしてやっていただくことを要望しておきます。

1番最初のこの請負金、この建設工事全部が幾らで、結果的に159億円になったのかを、もう一度教えていただけますか。

◎岩崎河川課長 全体の金額、128億円といいますものは、最初の調査、測量から始まりまして、ボーリング調査から詳細設計に至るまで、そんな調査費から工事費まで全て含めたものでございます。今回の工事の直接の契約とリンクしないものでございますが。今回の再掘削に係る増額も含めたこと、あるいはダム掘削を当初したときに、結構ダムの底面とかのひび割れの対策、グラウトといいまして、セメントミルクのようなものを流し込んでいく量が多かったこと。あるいはダムが、当初から少しずつ伸びていっていますので、タワークレーンなんかの仮設にかかるレンタル料も徐々に伸びていっていること、そういったものを含めまして、全体事業費で159億円になったものでございます。

◎吉良委員 もう1回確認しますけれども、総事業費は当初128億円だったものが、ということですね。1番最初の平成25年で、総事業費幾らというときには128億円で完成するとなっていたわけですね。それが今159億円になったと押さえてよろしいわけですね。

◎岩崎河川課長 そのとおりでございます。

◎三石委員 本会議でもダムに流れ込んだ流木の再利用のことについて質問、答弁がありましたけどね。それはそれで、それ以外の流木、倒木ですよ。例えば土佐山のほうへずっと道を行っていると、この前の台風じゃなくて以前から倒れている木、倒木がいっぱいあったりやね。土佐山へ行っただけでもそういうのが見られるのよね。県下にああいう状況がいっぱいあると思うんですね。今回7月の台風で、またたくさん木が倒れ流れたと思うんだけど、県下でそのあたりどういう状況になっているのか、把握されているのか。それと、個人の山やから個人で対応せないかんとところがたくさんあるでしょう。ですから、とてもじゃないけど、自分であんな人を雇ってきれいにしていたら合わないから、もうそのままにしているケースはたくさんあると思うんですね。そこらあたりの対応も含めて、どのような状況にあるんですかね。

◎岩崎河川課長 先ほど、7月豪雨を受けて全河川調査したと申し上げましたが、今回の補正で流木撤去につきましては全部調査して、2億7,000万円程度が含まれているところがございます。全県下的に大なり小なりといたしますか、流木が出てきている状況はございますが、山腹崩壊などに伴います流木の流出状況が非常に多ございまして、安芸土木事務所管内あるいは中央東土木事務所管内が突出した状況になっております。その撤去につきましては、本会議でもありましたが、河川に出てきたものは当然洪水の阻害になりましたり、橋梁とかに当たって構造物を壊すようなことも想定されますので、撤去はいたしております。全てが撤去できるかというところ、なかなか重機が入っていけないところ、機械が入っていけないところは難しい状況もございまして、委員のおっしゃるように、河川に流れ出てきていないまでも、その道の途中で倒木でひっかかっているようなものも見受けられます。それにつきましては林業振興・環境部で、ある一定の面積があれば、間伐などとあわせて撤去できる制度もあると聞いておりますので、いずれにしても土木部と林業振興・環境部と連携しながら、撤去していかなきゃならないと考えておりますが、やっぱり個人の土地でありましたら、何がしかの個人の負担もあると聞いております。

◎三石委員 うん、そこなんですよね。個人に負担があるから、なかなかようやらないと、そのままに置いとく。置いとったら、台風なんか来たときにそれが流れ出す。河川にかかったら、それはもう河川課のほうで、土木のほうで責任持ってやると、やらざるを得んわけよね。何とかならんもんかなということ、林業との連携とか何とかも言われましたね。ぜひ何とかそのあたりも、手を差し伸べてやっていただいたらと思うんですけどね。本当に土佐山だけでも、そういうところがいっぱいありますよね。私、もともと出

身が幡多ですからたまに帰りますけど、地元のほうにもそういうところがたくさんあって、もうそのまま手つかずの状態で置いているわけね。やりたいけれども、実際お金がかかるから、もうそのままにしているわけです。そしたら木が腐る。雨が降ったら川へ流れる。例えばそれが沈下橋にぶつかってとめて、橋がいかんになるとか、そんなことが実際あるわけね。何とかならんのかなという思いが、非常に強いんですね。現時点では、なかなか県が予算補助して、のけてあげようというところまではいっていないということですかね。

◎岩崎河川課長 委員おっしゃるとおり、現状はそこまでいっておりません。いろんな話を聞いて、林業と土木事務所の職員が現地へ行って、確認をしたという事例、高知市の上流でもそういった話もありますが。実際に補助を個人にするとかというところまでは至っておりません。

◎坂本（孝）委員 再掘削工事をするというところで工期が延びる、ほんで負担がふえるわけですね。それでこの受注したJV、その他構成員、ジョウトク建設、杉本土建、山本建設、これがことしの3月に脱退したということですが、こうした脱退業者への補償金的なものはないわけですか。

◎岩崎河川課長 脱退した時点で、それまでの精算を保証協会の立会のもと、全て終えていると伺っております。

◎坂本（孝）委員 そしたら、保証協会のほうでそれは補償されているということでもいいですかね。

◎岩崎河川課長 その脱退の時期までに、それぞれがそれぞれの負担でお金を投入してきたものでございます。保証協会の立会のもと、今現在、金額でどれぐらいでき上がっているかを確認して、県も検査を行って、あとはJVの中でのやりとりだと伺っております。

◎坂本（茂）委員 今回ダム管理費の中で、要素はいろいろ違いはあるかと思うんですけども、予算が計上されています。そんな中で、特に今回西日本豪雨災害のときに、ダムの放水のあり方がどうだったのかということが、他県ではいろいろと問われたりしゅうわけですけども。そんな中で高知が、2014年8月の12号台風のときに、鏡ダムの対応が、まあ言うたら職人わざで防いだみたいなことなんか、マスコミ報道なんかもされていたわけですけども。そういう意味では、そういう技術者の対応で、ほかの県のことはなかなかわからんでしょうけれども、今回高知でもああいう降り方をした場合に、高知でも難しかったということはあるんでしょうかね。

◎岩崎河川課長 愛媛県の例なんかをとりますと、計画流量と申しまして、最大放流量の3倍とか4倍とかという流量が、ダムに流入してきたということから、そこは高知であろうともそういった降り方をすれば、特別操作といいますか、そういった操作をしなければならぬような状況は起こります。現在他県で問題になっておりますのは、そうなることは自然現象だから仕方がないという中で、ソフト対策ですね。下流の市町村への連絡体制

でありますとか、そういったタイミング。できるだけ早く、こっだけ流入してきそうだよというのが言えればいいんですけども、あくまで予測でしかないわけでございますので。とはいえ、その予測をもとに、高知県の場合も下流への連絡体制、下流の市町村への連絡体制、周りの関係機関への連絡体制、そういったものを改めて強化する必要があると思います。また、最初に述べられました技術者でございますが、各ダムに電気の技術者も配置している状況でございます。ベテランの人が鏡ダムにいたんですけども退職されましたが、こういった場合にはこういったことをするんだよというマニュアルのようなものを残していってもらっておりますので、そういったものを使って、管理するダムの職員で勉強会は毎年出水期前には行っておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 技術の継承も重要やと思いますし、言われた下流域の市町村との連絡体制が十分にとれているかどうか。やっぱりそこは日ごろからの積み重ねになると思いますんで、そんなのもまさに豪雨災害対策の中で、市町村も巻き込んでやらなければならないことかと思えますんで、またその辺もよろしくお願いします。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈防災砂防課〉

◎加藤委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎石尾参事兼防災砂防課長 防災砂防課の石尾でございます。防災砂防課からは、補正予算及び繰越明許費について御説明いたします。

資料②、議案説明書の81ページをごらんください。まず、歳入予算でございますが、7款分担金及び負担金の9目土木費負担金は、急傾斜地の対策事業の実施に伴う地元市町村の負担金で、452万5,000円を増額するものでございます。

9款国庫支出金の7目災害復旧費負担金は、今回の7月豪雨に係る災害復旧事業における国の負担金で、69億2,428万1,000円を増額するものでございます。10目土木費補助金は、砂防関係事業や今回の7月豪雨に係る災害関連事業に対する国の交付金や補助金で、9億1,450万円を増額するものでございます。

15款県債の11目土木債及び14目災害復旧債は、歳出補正予算に伴い県負担分の財源措置を行うもので、合計で51億2,600万円を増額するものでございます。

82ページをごらんください。以上、歳入予算の補正額は129億6,930万6,000円を増額となり、合計で228億1,684万8,000円となっております。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。83ページをお願いします。12款土木費の1目砂防費でございますが、右の説明欄をごらんください。1砂防調査費は、梶原町河主谷川など計10カ所におきまして、7月豪雨災害による被害箇所の調査設計を委託するため、6,037万7,000円を増額をお願いするものでございます。2砂防単独事業費は、国の交付金事業の採択基準を満たさない、比較的小規模な土砂災害対策施設の整備を行うため

の経費でございまして、7月豪雨で発生しました土砂災害に対し、砂防施設に堆積した土砂の取り除きなどの緊急工事を行うもので、安芸市井ノ口地区や、大月町安満地地区など、計32カ所の砂防関係事業について、3億7,013万円の増額をお願いするものでございます。3がけくずれ住家防災対策費は、国の補助事業の対象とならない小規模な斜面にもきめ細かく対応するための、市町村が実施する防災事業への県の補助金でございまして、7月豪雨被害により住家裏のがけくずれが生じた箇所について、市町村からの要望に基づき、2億1,700万円の増額をお願いするものでございます。

次に、2目砂防整備費でございしますが、1通常砂防事業費から3急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、いずれも国の交付金の内示差への対応により補正をお願いするものでございます。4砂防等基礎調査費は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害の恐れのある区域を明らかにするための調査費でございまして、平成31年度末の調査完了を目指し、11億8,500万円を増額するものでございます。

84ページをごらんください。次に、3目災害関連費でございしますが、7月豪雨で発生した土砂災害に対応するもので、1災害関連緊急砂防事業費は、梶原町河主谷川など計5カ所、2災害関連緊急地すべり対策事業費は、大豊町日浦下地区の1カ所。3災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業費は、本山町井窪地区など計4カ所におきまして、合計11億2,650万円の増額をお願いするものでございます。

85ページをごらんください。次に、15款災害復旧費でございします。1目土木施設災害復旧費でございしますが、1公共土木施設災害復旧事業費は、7月豪雨により被害を受けた道路や河川などの公共土木施設を復旧するため、118億778万7,000円の増額をお願いするものでございます。2災害諸費は、7月豪雨により被害を受けた災害復旧事業を国に申請するために、必要な現地測量及び設計などの委託を実施するため、2億1,240万円の増額をお願いするものでございます。

86ページをごらんください。以上、歳出予算の補正額は145億9,450万円の増額となり、合計で249億6,171万9,000円となっております。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。87ページをごらんください。まず、1目砂防費の砂防単独事業費につきましては、安田町薬師地区におきまして、地元との調整に日時を要したことにより、5,500万円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、2目砂防整備費ですが、地元との調整などに日時を要したことにより、通常砂防事業費につきましては、大豊町柳野谷川など7カ所におきまして、4億3,561万9,000円の繰り越しを。また、地すべり対策事業費につきましては、大豊町南大王地区など2カ所におきまして4,200万円の繰り越しを。急傾斜地崩壊対策事業費につきましては、大豊町寺内地区など10カ所におきまして、2億7,487万2,000円の繰り越しをお願いするとともに、砂防等基礎調査費につきましては、調査区域について市町村との調整に日時を要したこと

より、15億7,602万8,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

これらの工事は、契約時点において年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えているもので、今議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。なお、7月豪雨に係る災害復旧費につきましては、年内には一通り災害査定が完了する見込みとなっており、事業費が確定した後に2月議会で繰り越しをお諮りしたいと考えております。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 いろいろこの箇所によって、それは道路課やとか、あるいは防災砂防課やとかあるかもしれませんが。今回の豪雨災害の中で集落などの孤立状態、危機管理部に聞いたところ、一応もう全て解消しているということなんですけれども、それは土木部なんかもそういう認識でしょうか。というのは、例えばそういったところにおる方で、孤立状態になっている集落の人は全部自治体の仮設住宅へ移ってもらって、一応孤立はしていないという説明を受けたんですけれども。ただ、例えば農業をやっている方なんかは、そうやって仮設住宅へ行ってしまうと、自分の所有している田畑のところへ通わないかんということがあって、結局はそこへ住んでいますよということをお聞きしたりするんですけれども。土木部としては、もう孤立状態は一切解消しているんだという認識なのか。さっき私が言うたような事例も含めて、やっぱり課題は残っているという認識なのか。そこら辺はどうでしょう。

◎石尾参事兼防災砂防課長 その孤立の定義というか、捉え方については危機管理部と考え方は同じでして、危機管理部の御説明したような状況でもって、土木部についても今現在については、孤立は解消できているという認識であります。ただ、委員おっしゃったように、そのような定義の中での孤立の解消という状況ではございますので、完全なる元の生活に向けて、当然やらなきゃいけないことはまだまだあるという認識ではおります。

◎坂本（茂）委員 そういう事例なんかを聞く中で、道路なんかにはやっとなど渡れるようなものを渡して、そこを行き来しているとか、そんなこともお伺いしたりしますんで、そういう状態が1日も早く解消されるように、お願いしておきたいと思います。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈道路課〉

◎加藤委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎肥本道路課長 道路課の肥本でございます。今議会に提出しています、補正予算について御説明をさせていただきます。②の議案説明書の補正予算の88ページをお開きください。

歳入につきましては、諸収入と県債で5億5,700万円の増額をお願いするものです。内容につきましては、歳出のほうで説明をさせていただきます。

歳出でございますが、89ページをごらんください。1目の道路橋梁管理費につきまして5億5,774万9,000円の増額をお願いするものでございます。

右の説明欄をごらんください。補修等委託料につきましては、平成30年7月豪雨により県内各地の道路において、路側の決壊や斜面崩壊などによる甚大な被害が多数発生をいたしましたことから、道路を塞いだ崩壊土砂や倒木の撤去などの応急対策に多額の費用が必要となりましたため、今回増額の補正をお願いするものでございます。

次の補修等工事請負費は、昨年12月にいの町途中の国道194号名の谷トンネル内で発生いたしました大型トレーラーの横転火災事故により、損傷を受けたトンネルにつきまして、事故後に応急対策を実施し現在供用しているところですが、火災により損傷した箇所は修繕設計が完了し、工事着手が可能となりましたことから、工事に必要な予算の増額補正をお願いするものでございます。なお、この修繕工事に要する費用につきましては、工事完成後に、火災事故の原因者に求償することとしております。

次に、90ページをお開きください。繰越明許費でございます。まず、道路改良費につきましては、県道船津野根線ほか2路線の工事におきまして、関係機関との調整などに時間を要したことなどから1億8,302万6,000円を。次の、社会資本整備総合交付金事業費につきましては、国道494号ほか6路線の工事におきまして、地元との調整などに時間を要したため、27億6,059万6,000円を。次の、防災・安全交付金事業費につきましては、県道土佐伊野線ほか74件の工事におきまして、関係機関や地元との調整、用地交渉等に時間を要したため、63億5,089万7,000円を、それぞれ繰り越し予定としてお願いするものでございます。これらの工事は、いわゆる翌債の手続を行いたいと考えており、今議会で繰り越しの議決をお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為でございます。詳細を説明させていただきますので、参考資料の、道路課のインデックスがついている資料をお開きください。昨年11月に四万十市の岩間大橋の橋桁がVの字に折れ曲がり、全面通行どめになったことが大きく報道をされました。調査の結果、鋼製の橋脚の著しい腐食により、橋桁を支えられずに座屈したことが損傷の原因であることが判明をいたしました。

そのため、四万十川にかかる他の沈下橋についても緊急点検を実施したところ、同様の損傷が三里橋と勝間橋、屋内大橋でも発見され、これらの沈下橋についても全面通行どめとなりました。その後、応急復旧等の対策がなされましたが、現在でも岩間大橋と屋内大橋が全面通行どめになっており、地域の皆様の生活はもとより、地域の観光産業にも大きな影響を及ぼしております。

県内には48の沈下橋があり、このうち47橋が市町村管理となっております。橋梁点検の結果では多くの沈下橋で老朽化が進行しており、早期の修繕を要するものは現時点で18橋あることを確認しております。18橋につきましては、本年度から本格的に工事着手を充実

することとなっております、このうち8橋が本年度中に着手する予定となっております。

沈下橋は地域固有の土木遺産であるとともに、重要な観光資源でもあるため、早急に修繕することが求められています。しかしながら、これらの多くが文化財に準じる位置づけとなっており、原則原形復旧が求められる上に、特殊な形状をしていることから、修繕費用が高額となる可能性が高く、市町村の財政負担の軽減が課題にあります。

このため、今後市町村が行う沈下橋の修繕工事を加速化し、貴重な土木遺産を次世代に継承することを目的に、今般新たな支援制度を創設するものでございます。これは県内全域の沈下橋のうち早急に修繕が必要なものを対象に、市町村が国の補助事業等を執行する箇所に対して、事業費から国費及び国の財源措置額を除いた起債にかかる残額の2分の1に相当する金額の支援を行う交付金制度を新設し、事業実施した翌年度に市町村に交付するものでございます。各市町村が本年度に執行する事業から対象としており、事業の交付決定に係る予算処置が必要となるため、債務負担行為に計上させていただいております。

支援の対象につきましては、国の交付金事業の重点施策である老朽化対策に基づき、平成26年度から本年度までの間に実施する点検の結果において、判定区分がⅢまたはⅣとなった早期の修繕が必要な橋梁施設を対象としております。

対象となる施設に対する財政支援の内訳といたしましては、例えば事業費のうち国費は6割、残り4割が地方負担分とした場合で御説明をいたします。右下にあります、予算スキームをごらんください。この4割の地方負担における起債充当額から交付税措置額を除く金額に対して、2分の1を県が交付するものとなります。交付する金額につきましては、各市町村で交付率が異なることや、活用する起債により違いが生じますけれども、その割合はおおむね6%から15%程度となります。

今回の9月補正では、本年度に事業着手を予定する5市町村で8橋、1,292万9,000円の予算を計上させていただいております。県が市町村に対して交付する全体金額につきましては、概算で18橋、約5億円を想定をしております。

以上で、道路課の説明を終わらせていただきます。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎西森委員 Ⅲ判定とⅣ判定が18橋あるということですけど、結局修繕をするのが8橋ということで、残りの10橋に関しては来年度以降になるのか、それともしないのか。そのあたりは市町村の判断になるのか。そのあたりを教えていただければと思います。

◎肥本道路課長 これは25年度に道路法という法律が改正をされまして、26年から5年に一遍全ての施設を一巡点検をなさいと、その結果非常に損傷の激しいものについてはⅣ。次に早期の保守段階、早期に措置を講ずべき状態をⅢ判定ということにしていまして。Ⅳは速やかに行う、Ⅲにつきましても、次の点検以内という表現になっておりますので、原則では点検から5年以内に修繕を行う必要が生じています。

◎西森委員 そうすると26年からの5年ということで平成31年までに修繕を、違う。

◎肥本道路課長 まだ全ての点検が終わっておりませんで、48橋ある沈下橋のうち、市町村が47橋なんですけれども、そのうち4橋ほどは、まだことし点検をする予定でして、それから5年後になりますんで35年までに修繕をする必要があると。

◎西森委員 そうすると、今説明の資料で見るとⅢ判定が16橋、Ⅳ判定が2橋あるということですよ。ことし修繕着手は8橋ですから、このⅣ判定の2つと、Ⅲ判定の6つになるのかなと思うんですけれども、そうするとⅢ判定の残りの10はどうなるんですか。

◎肥本道路課長 市町村が管理されている橋梁は沈下橋も含めて、それぞれの市町村で長寿命化修繕計画を立てていただいております。重要度の高いものから、順次対策をすることになっていまして、その計画に基づいて、ことし修繕を行うものに対して、ことしから交付金を交付するメニューを創設したということです。

◎西森委員 なるほど。そうすると、ことしに関しては8橋ですから、来年また残っている10橋が出てくれば、今回新たなこういう制度をつくったんで、それに対応する予算を県としては出していくということによろしいんですかね。

◎肥本道路課長 そうです。

◎西森委員 あと点検中の4橋は、先ほどの話では26年の道路法の改正の5年以内ということですから、31年、来年度中にその4橋もはっきりした結果が出るという考えでよろしいんですかね。

◎肥本道路課長 26年からの5カ年でということなので、30年、ことしが最後の年になります。26、27、28、29、30と。

◎西森委員 30年と、わかりました。そうすると残りの4橋に関しても、ことし中にどんな状況なのかがはっきりしてくると。それによってまた、修繕の必要な残りの10橋がふえる可能性もあると、わかりました。

あと県管理の沈下橋が一つあるという話をいただいたんで、その判定はどうだったんでしょうか。

◎肥本道路課長 県管理の沈下橋は、越知町に片岡庄田線という一般県道があるんですが、一般的に片岡の沈下橋と言われている沈下橋がございまして、27年に点検を行ってございまして、判定区分Ⅱになっております。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

それでは、ここで15分休憩をとります。再開時刻は午後3時といたします。

(休憩 14時45分～15時)

◎加藤委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈河川課〉

◎加藤委員長 都市計画課の前に、河川課から説明の申し出をいただいておりますので、岩崎課長御説明をお願いいたします。

◎岩崎河川課長 河川課長岩崎でございます。先ほど西森委員からお話のありました、ダムシステムの関係ですけど、現在県では保険はかけておりません。

〈都市計画課〉

◎加藤委員長 よろしいですかね。それでは、都市計画課の説明を求めます。

◎島田都市計画課長 都市計画課の島田です。よろしく申し上げます。

それでは、都市計画課の補正予算につきまして、説明をさせていただきます。資料番号2の議案説明書、補正予算の91ページをお開きください。

歳入予算は、国からの公共事業の内示差に伴う国庫補助金、県債、関係市からの負担金の増減によるもので、合計で2億4,757万9,000円を増額するものです。

次のページの歳出予算をお願いします。2目都市整備費の1都市計画街路単独事業費は、単独事業の予算を交付金事業に振りかえるため、2億5,397万3,000円を減額するものです。

次のページをお願いします。3目都市施設整備費の1都市計画街路事業費は、4車線化に向けて、久万川の橋梁拡幅工事を進めている高知駅秦南町線や、工事再開に当たり道路詳細設計等を進めている、はりまや町一宮線はりまや工区等の事業進捗を図るため、4億9,904万8,000円の増額をお願いするものです。

次に、95ページは繰越明許費でございます。繰越明許費につきましては、6月議会でも御承認いただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、6月議会で議決いただいた額と合わせて、8億9,149万6,000円の繰り越しをお願いするものです。これは安芸中央インター線など4路線において、国道やN T Tなど施設管理者との協議調整などに不測の日数を要したことなどから、繰越額が増額となるものです。

3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、6月議会で議決いただいた額と合わせて、10億6,971万8,000円の繰り越しをお願いするものです。これは高知南国線篠原工区など4路線において、家屋等の移転に係る補償交渉に不測の日数を要したことなどから、用地取得の年度内の完了が見込めなくなったことなどにより、繰越額が増額となるものです。

以上で、都市計画課の説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 都市施設整備費の都市計画街路事業費は、その増額の理由として、はりまや町一宮線の事業の進捗を図るために、という説明があったかと思うんですけども、これは6月のいわゆる設計予算以外に、そういうものが生じているということですか。

◎島田都市計画課長 はい、そのとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 ちょっと内容を説明してください。

◎島田都市計画課長 6月の議会で、はりまや町一宮線につきましては工事再開ということで、それに係る設計測量等の予算をお認めいただいております。現在、その補正予算を使って、特にまちづくり協議会からいただいた提言を設計に反映するために、いろいろ工夫をしているところでございます。もともと工事再開に当たりましては、歩道が狭くて歩行者が危険にさらされているとか、渋滞によって車が抜け道の生活道路のほうに移動しているといった、厳しい交通事情を早く解消するために、そういう課題の解決は急務であるということから、工事再開の判断をしていただいたと考えております。つきましては、6月議会では確かに最小限といいますか、測量設計に係る予算を認めていただいておりますけれども、工事再開すると決まったからには、やっぱり1日も早い工事完成に向けまして事業進捗を図りたいと。つきましては、今回の内示等の補正によりまして、用地補償、例えば新堀川にかかっております高知市の駐車場でありましたりとか、あとは国道の木屋橋にN T Tのケーブルが添架しております。その移転に向けての設計等につきまして、今回補正等によりまして、事業の進捗を図っていきたいと考えております。

◎坂本（茂）委員 それらが金額的に幾らなのか。はりまや町一宮線に関する分の、今回の補正予算は幾らですか。

◎島田都市計画課長 約3億円です。

◎坂本（茂）委員 けど、それは6月で設計予算をあれだけ計上しちよいて、もうそれありきでどんどん進め。今度その設計予算によってどんなものになるかわからんのに、今やろうとしているのは、駐車場をのけたりとかするための、用地のあれということながかもしれんけれども。いずれにしても、どんな設計になろうとも、手戻りのない分だけは先にやっておこうということですか。

◎島田都市計画課長 工事再開によりまして、先ほど言いましたように、順序立てといたしますか、できるだけ速やかに工事完成に向けて取り組んでいきたい。つきましては、6月議会でいただいた補正予算で、道路と自然環境の共存だったりとか、いかに歴史的なものに配慮できるかといった、提言いただいた内容をきちんと反映するための設計に取り組んでいるわけなんですけれども。それは当然、工事再開の判断に至りましたので、進めていかざるを得ないと思っておりますけれども。その次の段階といたしまして、やっぱり早くそういう危険な状態を解消するためには、早い工事の完成に向けて我々も進めていきたいと思っております。つきましては高知市とN T Tに当たりましては、今既にもう協議も開始しております。一定、買収のめどといいますか、大分交渉状況も煮詰まっておりますので、ここで補正予算を使わせていただきまして、事業のさらなる進捗を図っていきたいと思っております。

◎坂本（茂）委員 それと委託料の3,144万6,000円は何の減額ですか。

減額しちゅう中身がどうしてわからんが。

◎島田都市計画課長 ちょっとお時間ください。都市計画街路事業は、はりまや町一宮線以外にも、高知南国線とか、安芸中央インター線とか、いろんな各地でやっております。今回の委託料の減につきましては、高知南国線ほかの路線におきまして、用地調査等の設計について、減額を考えておるところでございます。

◎坂本（茂）委員 減額を考えているということやのうて、これは委託料やから、多分入札をして、その減額とかじゃないがですか。結果としての減額じゃないですか。

◎島田都市計画課長 今後事業を進めていく上での減額でございます。

◎坂本（茂）委員 いや、そしたらこれの予算見積もり3と4を出してください。それと、例えばはりまや町一宮線の設計事業、どこへ委託したのか。入札の結果どこに委託するようになったのか。そういった結果も含めて出してください。

◎島田都市計画課長 今委員言われているのは、入札の結果どこの業者が落札したか。はいわかりました。

◎坂本（茂）委員 それと落札金額も含めて。

◎三石委員 はりまや町一宮線ですわね。本当に長い年月をかけていろいろ話をして、それでこの前の議会で工事が再開されたわけですよ。工事が再開された以上は予算もいっぱいつけてもらうて、工事の進捗を図ってもらいたい、図るべきやと思うんですね。私はそう思います。そういう意味で、できるだけ予算もつけていただいて、工事の完成を目指してもらいたいという思いでございますので、そういう委員もおるということを、わかっていただいたらと思いますね。

◎吉良委員 関連して。さっき課長、買収もおっしゃってましたよね、どこを買収するんですか。

◎島田都市計画課長 はりまや町一宮線に関する買収につきましては、今新堀川にかかっております市の駐車場について、買い取り補償といいますか、買収ということでございます。

◎吉良委員 それは早目にのけていただきたいと思いますので。いずれにしても、それは急いでください。それと、私もそうですけれども、緊急に子供たちの通学路の安全性を守るってことは、もう賛成反対かかわらず一致している意見なんですよ。完成は5年後ぐらいになるわけですので、今いろいろ安全対策のためという、予算も含めてついているわけですから、緊急にあそこの歩道のほう、何かできることはないのか、そこの辺の検討はなさっていますか。今でもおっしゃるように、危険にさらされてるわけですから、当面何かをせないかんと、私は思うんですけれども、それについてはどうですか。

◎島田都市計画課長 今現在あそこの道路につきましては、高知市道ということで市が管理しております。今回その区間に県が工事を行うわけでございますけれども、確かに委員

おっしゃるとおり、完成までの期間につきましては、やはり児童の安全は大事なことだと思っております。つきましては、今現在市が管理しておりますが、県が工事にかかわっていくに当たりまして、何か今の現道の幅で安全対策といいますか工夫ができないものかについて、当然公安委員会といいますか警察とも一緒になって検討はしていきたいと思っております。

◎吉良委員 ぜひその方向で、急いできちっと話し合いをして、実施していただきたいということを、改めて提起しておきます。

◎坂本（孝）委員 繰越明許費、これの3目の都市施設整備費の関係ですけど。先ほどの説明で約10億円、高知南国線で減額になっているということですが、この減額の理由と、将来的な見通しはどんな感じですか。

◎島田都市計画課長 今委員がおっしゃられたのは、95ページの繰越明許費のことです。3目都市施設整備費の都市計画街路事業費については、もともと補正前の繰越予定額が1億7,300万円だったものを10億円で、大幅に繰越額を伸ばさせていただき議案となっております。これにつきましては、高知南国線はやはり市街地の中の街路事業でございます。お家とか工場とかを移転していただかなくてはならないということから、その移転先といいますか、どうしても用地交渉に時間がかかってしまうということから、今回繰越明許費の補正をお諮りしているところでございます。

◎坂本（孝）委員 そしたら将来的に工場の移転とか家の移転とか、どれぐらいの期間を見込んでいますか。

◎島田都市計画課長 今回県が施工しております高知南国線につきましては、今の東工業のところから大津バイパスのところまで、それから路面電車をオーバーする必要もございまして結構長い延長になっております。やはり工区立てといいますか優先順位を立てて事業を進めておまして、その中心となるのが、市が篠原の区画整理をやっております、その区画整理の工事がスムーズにいくように、東工業のところから工事車両が入っていけるように、県道のほうとしてはそれを目標に、その間の工区を集中的に今用地交渉を進めておるところです。

◎坂本（孝）委員 用地交渉は何%ぐらい進んでいますか。

◎島田都市計画課長 先ほど言いましたように、なかなか区間が長いです。その篠原の区画整理を越えましても、路面電車の区間までも、まだ半分ぐらいしか行っておりませんので、用地の進捗割合としては半分来ていない、40%前後だと思っております。

◎坂本（孝）委員 そうか、あんまり進んでないのやね。はい、わかりました。

◎西森委員 都市計画街路事業費ですけども、先ほどお話がありましたけれども、私も6月議会で先ほどの予算を認めたわけです。もう再開が決まった限りにおいては、やはりしっかりと進めていってほしいと思っております。先ほど、はりまや町一宮線、大体

3億円ぐらいと言われたと思うんですけども、この財源の内訳を教えてください。

◎島田都市計画課長 はりまや町一宮線については、交付金と県単独事業を組み合わせ、事業をしております。今回のお諮りしているものでいきますと、県単独費が約3億円でございまして、公共が5,000万円でございます。約3億円と言いましたが、正しくは3億5,000万円です。県単が3億円ですので、内訳としましては一般財源、それからその部分の起債、それとそれ以外には市町村の負担金、県単ですので8%。市町村負担金以外は、県の一般財源及び起債になります。もう一方の交付金のほうにつきましては、国から約6割の国費をいただけますので、残った約4割ぐらいのうちの7%を市町村負担金、残りが県の負担ということになります。

◎西森委員 ちょっと何かわからなくて。はりまや町一宮線、今回の3億5,000万円の内訳を教えてください。

◎島田都市計画課長 国費が約2,500万円、残りの3億2,500万円ですが、一般財源プラス起債です。

◎西森委員 なるほど、はい、わかりました。国に関しては、ここで国の財源の内訳も出てきているので、6月の予算が認められた時点で、国に対して進めるということで申請をして、国の内示があって、国の予算が2,500万円に決定したという考え方でいいのですかね。

◎島田都市計画課長 はりまや町一宮線につきましては、事業認可が今年度末で切れるということもございますが、昨年度の秋ぐらいでも国に向けて今年度の予算要求はしております。その予算を今回活用するというところでございまして、6月議会でいただいた補正を使って、何とか認可期間を延伸できるように、今既に国土交通省とも変更認可の協議を開始しているところでございます。

◎西森委員 そうすると国の2,500万円というのは、もともとあったやつを使うという考え方ということなんですかね、どうですか。

◎島田都市計画課長 もともとあったのではなくて、去年の今ごろはまだ工事再開するかどうか決まっておりましたので、県単独事業の予算を、通常行っておりました交通量とかを考えておりました。今回、事業再開に至りましたので、それに合わせて、内示差を活用しようということでございます。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 公園下水道課の片岡です。

公園下水道課の補正予算及び条例その他議案について御説明いたします。まず、補正予算から説明させていただきますが、当課からお諮りするものは一般会計、特別会計とも繰

越明許費でございます。

一般会計から御説明いたします。②の議案説明書、補正予算の96ページをお開きください。4目公園費の都市公園事業費におきまして、春野総合運動公園にございます野球場の耐震改修工事の施工中に、野球場が利用できなくなることに伴います、関係機関との利用調整に不測の日数を要したことにより年度内の完成が見込めなくなったため、2億8,820万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、流域下水道特別会計について御説明いたします。121ページをお開きください。2目流域下水道事業費の浦戸湾東部流域下水道事業費について、現在、日本下水道事業団へ工事を委託し施工しております、汚泥処理施設の消化槽の本体工事におきまして、仮設工法の見直しが必要となり、その検討などに不測の日数を要しましたことから、本体工事に係る工事費と、本体工事の進捗に合わせ、これから工事を委託する予定の機械電気設備に要する工事費の、合わせまして10億8,199万6,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、条例その他議案のうち、協定の締結に関する議案について説明させていただきます。公園下水道課からは、日本下水道事業団に委託しております、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの整備工事に関する協定について、第18号議案と第22号議案の2件の契約議案をお諮りしております。

④議案説明書条例その他の、5ページをお開きください。1番下の議案説明になります。平成30年度に日本下水道事業団と新たに締結しようとする協定に関する契約議案でございます。県の契約条例第2条の規定により、議会の議決に付さなければならないとする予定価格5億円以上の工事、または製造の請負に該当する契約でございます。

7ページをお開きください。下の議案説明になりますが、平成29年度協定の変更契約議案で、県の契約条例第3条の規定により議会の議決に付さなければならないとする6,000万円を超える契約金額の増減、また、4カ月を超える工期の延期、いずれにも該当する契約変更となります。

まず、平成29年度の浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽工事委託に関する協定の変更契約議案から説明させていただきます。土木部参考資料の赤い公園下水道課のインデックスをお開きください。A4のカラー資料、第22号議案説明資料でございます。

協定名の下に工事の概要を示しておりますが、発生する汚泥を処理するための焼却炉が平成31年度に耐用年数を迎えるために、現在微生物により汚泥をメタンや二酸化炭素などに分解し減量化する消化槽の設備を進めているところで、この協定は消化槽の本体工事を行うものでございます。

「当初」の枠に記載のとおり、平成29年5月29日付で平成31年3月29日までの工期、契約額8億5,900万円により、日本下水道事業団と随意契約により協定の締結を行っております。

す。その後、協定に基づく工事を発注した際に、入札不調が二度続き、調査したところ、建築工事の一部の積算価格が実勢価格と乖離があるということが判明し、積算に実勢価格を採用することとしたため増額となったものでございまして、平成29年11月27日付で1億2,100万円余の増額を行う変更協定を締結しております。

なお、この当初の協定締結と、第1回の変更協定につきましては、協定日の右にかぎ括弧で記載しておりますとおり、さきの6月議会で追認の議決をいただいた契約でござい

ます。

第1回の変更協定に基づき、本年の1月に工事を発注したところですが、下の概要図をごらんください。赤の破線が地盤面となりますが、消化槽本体を施工するためには、13メートルほど地面を掘削する必要があります。その際に、現地の地下水の水位が高いため、掘削面が持ち上がる盤ぶくれを防止する必要があることから、左の図のように、あらかじめ地下水を排水させることで、水位を下げる仮設工法を計画しておりました。しかしながらこの工法では、周辺で使用しております農業用の井戸に支障を来すおそれがあるとして、関係者の皆様の理解を得ることができませんでしたことから、地下水の低下を伴わない薬液、セメントミルクの注入による軟弱地盤改良を行う工法に変更する必要が生じたものでございます。この工法の変更によります1億6,800万円の契約金額の増額と、平成31年12月31日まで、約9カ月の完成期限の延長を行う契約変更議案をお諮りするものでございます。さきに説明いたしました、特別会計の繰越明許の議案にも関連する協定でござい

ます。

次に、平成30年度の浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの消化槽設備工事委託に関する協定について説明させていただきますので、次のページ、A4カラー資料、第18号議案説明資料をごらんください。協定名の下に概要をお示ししておりますが、先ほど説明いたしました協定におきます、消化槽本体の内部に設置いたします攪拌機と消化による減量化の過程に発生いたしますメタンガス等を貯留するガスタンク、また消化槽とガスタンクを接続する配管類等を整備するものでございます。

完成期限は平成32年3月31日と、2カ年となっておりますが、平成31年度予算につきましては、昨年度の2月議会におきまして、債務負担行為の議決をいただいております。協定の契約額は11億8,500万円で、日本下水道事業団と随意契約を結ぼうとする契約議案をお諮りするものでございます。

なお、6月議会におきまして日本下水道事業団に対します損害賠償請求の訴えの提起に関しまして、議決をいただいております。事業団とは6月議会明けから、平成30年度の協定の締結に関する協議と並行いたしまして、損害賠償請求に関する協議を行っており、損害賠償請求を行う根拠をお示ししながら、県の主張を説明してまいっておりますが、双方の認識には相違がある状況にございます。県といたしましては、今回お諮りする平成30年度協定の契約議案の審議も踏まえまして、議会明けに改めて県の主張を示しながら損害賠

償請求を行い、応じていただけない場合には、提訴を行ってまいりたいと考えているところでございます。

公園下水道課からの説明は、以上となっております。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎吉良委員 このポンプ場、浄化センターの消化槽のことですけれども。これは水を利用しているのはどのような、周辺の農家の方たちですか。そこを教えてください。

◎片岡公園下水道課長 高須浄化センターの周り、御存じのとおり農地が広がっております。その土地改良区の所有する井戸に、影響するということでございます。土地改良区の皆様の御理解がいただけなかったと。

◎吉良委員 今の利用の実態は、どれぐらいの水量を使っているのか。

◎片岡公園下水道課長 済みません、ボリューム自体は把握していないんですけれども、影響を及ぼす範囲内に、6本の農業用の井戸があるということは承知しております。

◎吉良委員 それは検査を第三者的なところにしていただいて、そういう影響が出るだろうと出ているんですか。

◎片岡公園下水道課長 当初の検討の段階では、影響はないだろうという判断のもとで、このディープウェル工法を選択してございました。ただ、いろいろ土地改良区の皆様にお話を聞くと、当初予定をしていたものよりも地下水を深いところから取水しているということで。当初事業団が検討していたよりは、ちょっと現地条件が変わっているということで、影響を及ぼすおそれもあるということで。実際このおそれがあると、地元の反対がありながらこれで押し切って着手して、影響があつて工事がとまって、また再検討して手戻りになるということになると、また工事費増、工期延長にもなりますので、この着手前に工法の変更を検討して、それに決定したというものでございます。

◎吉良委員 いや、それはしかし、確たる数値的な根拠がないとよね。公金の増額になるわけですから、私は何か説得力がないように思うんですけれどもね。県としてそれはどうなんですか。その改良区の皆さんが、何らかの数値的な根拠を示して、その工事の工法の変更を迫ったということじゃないわけですね。「だろう」ということで、1億6,800万円の増額になったわけ。それどうですか。こんな「だろう」で、工法変えるんかえ。

◎片岡公園下水道課長 今、高速道路、高知ジャンクションから南御座に向けて工事をやっています。その工事で同じく地下水の対策として、薬液注入の工法を選択してやっていたというところも参考にしたということです。

◎吉良委員 何か首肯しかねる工事変更だと思うんで、なお。何かちょっとあれやなあ。これはやっぱり根拠的に弱いような気がしますけれどもね。部長どうですか。こういうような工事変更の案件は認められますか。

◎村田土木部長 先ほど片岡課長から御説明させていただいたように、当初想定していた

取水の井戸の中の高さ、取水の位置よりも実際深かったということから、今回のディープウェル工法であれば影響が出るのではないかというのが、中で検討もされた結果、あと周辺のやり方も踏まえて、今回の薬液注入で地盤を固めるという工法に変更させていただいたということ。全く土地改良区からの要望、要請だけで決めているわけではなくて、取っている位置が変わったということも踏まえて、検討させていただいた結果と考えております。

◎吉良委員 それ、深いと影響を受けるという言い方が、また納得できない。高ければ、水量が減ったら影響を受けるんだけど、深いんだったら影響はそんなに大きくないんじゃないですか。深いというのは。いや、想定よりも取水口が高ければ、それはあり得るだろうと思うけれども、深くて何で影響を受けるということになるわけ。

◎森田副部長 今後ろで話を聞きましたけど、この国分川周辺もかなり塩水が入ってきているということで。深いところにおいては、塩水化も懸念されるということで。上の淡水層が下がってしまえば、塩水のほう落ちてくるという心配もあったと、今後ろについて話を聞きました。

◎吉良委員 それは公的な見解ということになるわけですか。今後ろで聞いたという、何かよね。困ったねこれ。きちんとした納得のいくような資料、もう1回提起していただきたいな。何か今のままでは、え、みたいな感じですけども。部長どうですか。何か困ったねこれ。

◎加藤委員長 それでは一旦公園下水道課の審議を中断いたしまして、後ほどまた説明いただくことでよろしいですか。

それでは一旦公園下水道課の質疑を終わります。

〈住宅課〉

◎加藤委員長 それでは、次に住宅課の説明を求めます。

◎川崎住宅課長 住宅課の川崎でございます。住宅課からは、補正予算について御説明いたします。

資料2、議案説明書（補正予算）の97ページをお願いいたします。住宅課では1目住宅費の1住宅耐震対策事業費、2億5,405万3,000円を計上しております。

参考資料の中の、住宅課のインデックスがついている資料の1ページをお願いします。住宅の耐震化は、さまざまな地震対策の入り口に位置づけられている最重要施策であることから、第3期南海トラフ地震対策行動計画の1丁目1番地に位置づけ、需要の掘り起こしと供給能力の強化の観点から取り組みを強化してまいりました。

資料の左側をごらんください。需要の掘り起こしについては、25を超える市町村で上乘せ補助が制度化され、32市町村で代理受領制度が導入されています。また、供給能力の強化につきましては、耐震診断を省略して設計から実施する仕組みが12市町村で導入された

ほか、登録工務店数についても、昨年度当初と比較をして約2割増となり、需要の高まりを受けとめることができる体制が整ってきています。

その結果、資料の中央にありますとおり、今年度8月までの耐震改修の申し込み件数は、過去最高となった昨年度をさらに6%上回るペースで推移をしております。加えて、ことし6月に発生をしました大阪府北部を震源とする地震を契機に、コンクリートブロック塀の安全対策の必要性が改めて認識されたことから、資料の右にありますとおり、8月までの補助の申し込み件数が昨年度の同期の60%増となっており、当初の予定を大幅に超えることが見込まれます。このため、市町村からの要望をもとに、機を逃さずに耐震改修等を促進させるため、資料の左下にあります、耐震改修設計600戸、耐震改修工事300戸、コンクリートブロック塀安全対策190件、老朽住宅等除却120件等の積み増しを行うものでございます。今後も市町村や事業者とも連携しながら、住宅の耐震改修の地震対策を進めてまいります。

以上で、住宅課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 一つは登録工務店数ですけれども、例えば平成29年4月、昨年とことしを比べてこれだけふえているんですが。例えば去年でいくと681件、これ工務店数が681店舗あるということですね。

◎川崎住宅課長 登録されている工務店の数が、29年4月に681件あるということです。

◎坂本（茂）委員 そういった681件のうち、何件ぐらいが受託しているかですね。ことしでいけば819件のうち何件ぐらいが。この登録は全部がしているけれども、耐震診断ができているかとか、あるいはこの事業の受託ができているのかどうか。やっぱり一部に集中してしまっていないかとかも知りたいので、その辺を教えてくださいたいのが1点と。もう一つ老朽住宅等除却について、いわゆる除却した後の土地利用はどんなふうにされている傾向にあるのか。よく言われるのが、除却してしもうたら固定資産税が高くなって、それが理由で、なかなか除却を嫌がる持ち主もおるとかいうことがありますんで。除却後の跡地利用が、どんな傾向にあるかを教えてもらいたいです。

◎川崎住宅課長 1点目の登録工務店ですが、登録工務店のうち、よくやっている工務店というのは、やっぱり一部の工務店に固まっています。ただお客さんがついて、耐震改修工事の補助金を使いたいということで登録されている工務店もおりまして、登録されている工務店の多数の者は、工事は1件をやっているのかなと分析しています。ただ、全体の中で大体1割から2割ぐらいの工務店が、件数をかなりやっています。

◎坂本（茂）委員 集中していると。

◎川崎住宅課長 はい、集中しております。それからもう1点の、老朽住宅の除却後の跡地利用でございますが。県からは市町村に、この除却をした跡地を地域の防災倉庫とか、

それから地域の防災訓練の空地とか、そういった多目的な用途に使うようにお話しさせてもらっております。ただ国の制度からいきますと、老朽度の点数が一定ある建物を除却した後の土地利用について特段の制限がないことから、市町村の判断に任せているというのが現状でございます。

◎坂本（茂）委員 ただ、今言われた、例えば多目的な防災用地的に、訓練場所に使ってもらいたいとか、あるいは防災倉庫をそこへつくってもらいたいということで、結局訓練用にそこをあけてしもうたら、税金はどうなる。そういう目的で更地にして置いておくというのは、税金免除されるがですか。

◎川崎住宅課長 除却した後の用地を市町村が活用するというのであれば、市町村のほうで減免する仕組みは使えます。ただ、今の高知県内の市町村では、そこまでやっているところは非常に少ないんじゃないかなと、自分らは考えております。一方高知市は、住宅があることよっての減免が6分の1になって、金額が結構大きいんですけど。郡部に行きますと、そもそも固定資産税の額が余り大きくなって、除却した後、仮に6分の1の減免の仕組みがなくなっても、余り大きな影響がないという話も聞いております。高知市につきましては老朽住宅が結構ありますので、除却をした後、点数が100点を超えるものであれば、跡地利用について特段の制限がないという整理をしていますから、除却した後また新たな土地利用をされても、それはよしということになってきます。

◎坂本（茂）委員 跡地利用することはええわけやけど。例えば防災倉庫らを建てただけでも、6分の1がどうなります、例えば高知市らでいくと。

◎川崎住宅課長 住宅に限っての減免というか、6分の1の低減ですから、仮に防災倉庫を建てただけであれば、減免の対象にはならないです。6分の1、固定資産税が元の金額の、普通にいったら6倍になります。

◎坂本（茂）委員 それで、ただ防災倉庫を建てるということは、その自治体の目的に沿ってやるわけやから、自治体自体が減免措置をする判断ができるということなんですか。

◎川崎住宅課長 はい、そのとおりでございます。

◎坂本（茂）委員 わかりました。

◎坂本（孝）委員 耐震化、県も一生懸命力入れてやっているわけですが。最近ある市へ出入りして、耐震工事をしている人から、ことしの予算がもうなくなったということをおっしゃられたということながですね。ほんでこの右下の件数を見ますと、結構目標値に近づいているわけですね。ほんで、件数はふえてきているけれども、この補助金関係がこれの工事に追いついているのかどうか、そこら辺はどんな感じですか。

◎川崎住宅課長 国からの配分が非常に厳しい状況でございます。特に住宅耐震改修工事は、今まで効果促進事業の枠の中でやっけていまして、全体事業費の2割の中でした。今は、高知市を初め新規の、新メニューに移管をしまして、基幹事業の枠の

中でできるようになっていまして、その部分は国費の枠があるから、一定件数を伸ばして
いっております。県としましては、国費が再配分、追加配分をしていただけるように、国
に向けて要望はさせてもらっておりますが、まだ今のところ幾らというのは来ていないで
す。ただ昨年度も年度の途中に、結構いい金額の追加配分がありましたから、ことしもぜ
ひいただきたいと考えております。今回の予算につきましては、国の予算がついている部
分に限って、県の予算が年度当初にちょっと少なく計上というか、年度初めから必ずしも
要る予算でないということですので、おかわりをするという形で当初予算をつくっていま
すから、その部分を追加させてもらう形になっております。

◎坂本（孝）委員 これやっぱり県民が心配しないように、耐震化は耐震化でしっかり進
めていく。もちろん国の予算も必要ですけど、場合によったら県の予算もつぎ込むぐら
いの気持ちでやっていかんと、この地震県は将来的にもちません。大地震がいつ来るかわか
りません、あした来るかもわかりませんからね。ぜひ予算を途絶えさせることのないよう
に、お願いしておきたいと思います。

◎川崎住宅課長 自分もその方向で頑張りたいと思っております。

◎西森委員 市町村の上乗せ補助の制度なんですけれども、34市町村の中で、ここに実態
があるわけなんですけれども。これもし構わなければ、各市町村がどうなのかをまた資料で
いただければと思います。これを全部はやっていないということは、その理由はやっぱり市
町村の財政状況とかでしょうか。

◎川崎住宅課長 財政状況というよりも、市町村のものの考え方。今県では自己負担がほ
ぼゼロになるような仕組みをしていますが、一定、住宅耐震も自助の世界があるというこ
とで、ある一定の自己負担を求めるのも必要という考えの市町村もおりまして。今、県下
全域で上乗せ補助ができていないことにはなっていない。そこは各市町村の、ものの考え
方があるのかなということです。

◎西森委員 わかりました。いずれにしても、この資料をまた皆さんにいただければと。

◎川崎住宅課長 はい、お渡しするようにします。

◎加藤委員長 質疑を終わります。

〈建築指導課〉

◎加藤委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎益井建築指導課長 建築指導課の益井と申します。

それでは、建築指導課の高知県建築基準法施行条例の一部を改正する条例議案について、
御説明いたします。資料③、条例その他議案の24、25ページをごらんください。なお、御
説明は参考資料でいたしたいと思いますので、参考資料の中の建築指導課のインデックス
がついているページをお開きください。

今回の条例改正は建築基準法の改正に伴い、県の認定や許可に係る申請手数料の規定の

追加などの所要の改正を行うものです。

初めに（１）、条例改正の内容について説明いたします。認定許可に係る申請手数料の規定の追加等を行うもので、建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料の２万７,０００円。それと、１年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料の１６万円の、二つの手数料を追加するものです。どちらの申請手数料も、想定される審査時間に人件費単価を乗じたものに、その他の必要経費を加算し算出した金額になっています。この金額は、中四国の５県が本県と同額となる見込みです。

次に（２）建築基準法の改正と条例改正の対応関係について説明いたします。１点目、１、建築審査会の同意を伴わない特定行政庁の認定による接道規制の適用除外規定の追加についてです。まず、法改正について説明します。建築基準法では、建築物の敷地は都市計画区域内では、建築基準法で定められた道路に２メートル以上接道しなければならないという規定があります。ただし、特定行政庁が認めて建築審査会の同意を得たものは、許可によりその適用除外をすることができます。この許可に係る事務処理期間が、他県において最長３カ月を要していた特定行政庁があり、手続の合理化を求められました。このため、一定の条件を満たすものは建築審査会の同意なしで、特定行政庁が認定し適用除外をすることができるよう法改正されました。条例の改正はこれに対応し、手続を合理化して建築審査会の同意なしで認定する場合の申請手数料を設定し、追加するものです。

２点目、２、仮設興行場等の仮設建築物の設置期間の特例についてです。まず、建築基準法の改正について説明します。特定行政庁は仮設興行場や仮設店舗などの建築を、１年以内の期間を定めて建築基準の一部適用除外について許可をしています。一方で、東京オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、テストイベントやプレ大会などから使用して、本番でも引き続いて使用するために、１年を超える許可制度が必要となってきました。このため、国際的な規模の競技会等においては、これに供する仮設建築物について建築審査会の同意を得ると、１年を超えて必要な期間を定めて許可することができるように改正されました。条例の改正はこれに対応し、その建築審査会の同意を得て、１年を超える期間を定めて許可する場合の申請手数料を設定し追加するものです。施行日については平成３０年１０月１５日としたいと考えます。

以上で、説明を終わります。

◎加藤委員長 質疑を行います。

◎坂本（茂）委員 例えば高知県内でいうと、こういう対象になる事例は、割と頻繁にあるものですか。

◎益井建築指導課長 まず簡単なほう、２番の仮設興行場は今まで例がないと思っています。それで１番の接道許可は、年間６０、７０件ぐらいの許可を従来しております。

◎坂本（茂）委員 ６０回から７０回で、どんなものがあります。

◎益井建築指導課長 1例を挙げますと、先ほど説明で都市計画区域内で建築基準法で定められた道路に、2メートル以上接道しなければならないということがありました。この建築基準法で定められた道路というのは、例えば、道路法の道路で4メートル以上の幅のものというものが多くあります。それとは別に、農道で4メートル以上の幅のあるもの、あるいは市町村が所有管理している公衆用道路。道路法の道路ではないんですけれども、市町村が管理している公衆用道路で、4メートル以上の幅のものもあります。そういうものが今回一定の条件を満たすと、今まで許可やったものが認可のほうに変わるという例があります。ほかの例で言いましたら、建築基準法の道路がありまして、道路と敷地の間に、例えば2メートル幅の水路がある場合。2メートル幅の水路がありますと、その敷地は建築基準法の道路が、すぐ水路を隔ててあるんですけれども、接道していないことになりまますので、水路橋をかけるという条件で許可をしたりしています。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎加藤委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます

◎小森港湾・海岸課長 港湾・海岸課の小森でございます。

港湾・海岸課の補正予算、繰越明許費及び条例その他議案について、説明させていただきます。資料の②、議案説明書補正予算の98ページをお願いします。

港湾・海岸課の補正予算は、主に7月の豪雨により海岸に漂着しました流木などの処理と、被害を受けた海岸保全施設に係る災害復旧事業に要する経費を計上しております。あわせて国内示差額の補正をお願いするものです。

まず、歳入予算について、説明させていただきます。科目欄、上から四つ目の9款国庫支出金と、下から四つ目の15款県債は、主に7月豪雨災害に要する経費に充当する国庫負担金、国庫補助金及び県債です。減額となっている項目は、災害関連以外で国内示差額による減額補正をお願いするものです。

次のページに合計額を記載しております。歳入の補正予算の合計は2億9,547万6,000円となっています。

次に、歳出予算について説明させていただきます。100ページをお願いします。まず三つ目の1目海岸費の右端、説明欄の1海岸漂着物等地域対策推進事業費の海岸漂着物等処理委託料は、環境省の地域環境保全対策費補助金を活用して、台風などにより打ち上げられた海岸漂着物などの回収や処理などを行うものです。今回は7月豪雨災害を受けて、国から補助金の追加配分があったことから、増額補正をお願いするものです。

次に、その下の4目河川海岸保全費の説明欄の4河川海岸災害関連緊急砂防等事業費は、7月の豪雨災害により、安芸郡奈半利町から幡多郡黒潮町までの海岸線に大量の流木などの漂着物が上がる被害が発生しました。そのため、国の災害関連緊急大規模漂着流木等処

理対策事業を活用しまして、海岸漂着物の回収や処理を行うための増額補正をお願いするものです。またこの事業は、漂着しました流木などの量や事業費に一定以上の採択基準があることから、この採択基準に当てはまらない漂着物につきましては、さきに説明しました環境省の補助金を活用した、海岸漂着物等地域対策推進事業費で対応することとしています。河川海岸保全費のその他の事業につきましては、国内示差額による補正となっています。

次のページをお願いします。15款災害復旧費の1目漁港施設災害復旧費の説明欄の1漁港海岸保全施設災害復旧事業費について説明します。7月豪雨により大月町の古満目漁港海岸で、河川の出水により海岸堤防の基礎部が95メートルにわたって洗掘され、背後の堤防の土砂が吸い出される被害を受けました。そのため、この海岸堤防の復旧に係る経費の増額補正をお願いするものです。

次のページをお願いします。以上、一般会計歳出補正予算の合計は、3億166万5,000円の増額となっています。

続きまして、繰越明許費の説明をさせていただきます。103ページをお願いします。事業名欄の耕地海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、宿毛市の大深浦海岸で宿毛市街地への長期浸水対策としまして、海岸堤防の耐震補強工事の着手に当たり施工手順などの検討に日数を要したため、金額で7,534万2,000円を。次の漁港海岸高潮対策事業費は、土佐市の宇佐漁港海岸において、工事に支障となる倉庫の移転場所の調整に日数を要しましたため、5億1,035万2,000円を。最下段の港湾海岸高潮対策事業費は、高知港海岸の新田町地区において、作業ヤードの使用時期の調整に日数を要しましたため、4億2,000万円を、それぞれ繰り越しをお願いするものです。これらの工事は翌債の手続を行いたいと考えており、今議会での議決をお願いするものです。

次に、提出議案について説明させていただきます。資料③議案条例その他の、30ページをお願いします。第19号、高知新港荷役機械整備工事請負契約の締結に関する議案で、高知市三里地区のコンテナヤードに整備します、ガントリークレーンの工事請負契約の締結に関するものでございます。

7月27日に一般競争入札を行い、7億9,261万2,000円で大阪市淀川区宮原1丁目1番1号のJFEエンジニアリング株式会社大阪支店が落札しましたので、同社と契約を締結しようとするものです。完成期限は平成32年3月25日です。工事の概要につきましては、別途お配りしております土木部参考資料の港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。

資料の左上に、高知新港コンテナ貨物の現状について記載しております。高知新港のコンテナ航路は、平成27年12月に中国まで延伸し、平成28年10月には神戸への国際フィーダー航路が開設し、週3便就航しております。そういった利便性が向上したことにより、年々

コンテナ貨物量は増加しております。

しかしながら、資料の左下に記載しておりますが、一方で、現在のガントリークレーンの課題としまして、韓国航路のコンテナ船が大型化したことにより、ガントリークレーンがコンテナ船のデッキ上で届かない場所が生じるなど、船会社や荷役業者に不便をおかけしています。さらに、近年世界的にもコンテナ船は大型化しており、韓国航路のさらなる大型化や、高知新港振興プランで掲げております東南アジア航路の誘致施策に対応するため、ガントリークレーンの大型化を図る必要があります。

また現在のクレーンは、設置からほぼ20年が経過し老朽化が進んでいます。平成27年には、走行装置や巻き上げ装置の故障などにより、荷役作業に支障を来す事態が発生しています。こうした課題を解決するため、今年度よりガントリークレーンの整備を行うものです。

右上に、新たに製作するガントリークレーンの概要を記載しております。クレーンのつり上げる荷重能力はほぼ同じですが、水深12メートルの岸壁に入港可能な3万トン級のコンテナ船に対応できるクレーンの能力を有しています。これにより、コンテナ船の大型化にも適切に対応できると考えております。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎坂本（孝）委員 やっとこのガントリークレーンができました。3年ぐらい前から、もうしょっちゅう知事にも言いまして、ほんで去年9月の議会でやっと知事が、これを導入しますと言ってくれて。高知新港を中四国の核にしますということも、やっと言うてくれまして、非常によかったと思います。このガントリークレーンの整備はもちろんいいわけですけど、あとコンテナヤードですね。これも中四国の核になるとすれば今の状態ではだめですので。コンテナヤードのほうもしっかりと整備してもらって、それと同時にこのクレーンが地震、津波でやられんような対策も、今後やっていただくようお願いしておきたいと思いますので、頑張ってください。

◎小森港湾・海岸課長 はい、わかりました。

◎坂本（茂）委員 関連して。最近の暴風雨の強さというのはもう、想定をしないような被害が出たりしているんですけども。今回のこの新設の部分は、これだけ大型化する中で、先ほど坂本委員も心配されたようなことには対応できるようになっているんでしょうか。

◎小森港湾・海岸課長 まず風ですけど。暴風については、構造物ガントリークレーンの港湾荷役、港に設置する機械の設計風速というものがありますんで、それはクリアしています。1番心配なのは津波ですけども、津波については、高知新港自体が津波で浸水する予定になっております。高さ的には、どうしても船との荷役作業が、通常の港としての

機能を確保するためには、岸壁を津波よりも高くするわけにいかないのです、どうしても津波には来襲される高さになります。極力電気設備等は高いところに置きますが、ガントリークレーン自体が津波の波力に耐えられるような設計というのは、対応できておりません。

◎坂本（茂）委員 対応できていないということは、対応することが技術的に無理なのかどうなのか。

◎小森港湾・海岸課長 技術的に無理かと言われるすと、絶対無理ではないと思いますが。基本的には津波の高さのほうが、ガントリークレーンの部分を比べると、T.P.の4.5メートルから5メートルぐらいの高さで岸壁があります。津波が新港あたりで11メートルぐらいありますので、6メートルぐらいの津波が来るので、ガントリークレーンには6メートルの津波の波圧が直接当たってしまう。それをカバーするにはもう一つのコンクリートの壁とか、そういうもので収納するような施設がない限り対応できないと考えています。ガントリークレーンについては、港湾荷役のための機械であって、発災後どういう対応をしていくのか。港湾機能を早期に回復するために、ガントリークレーンがなかった場合、移動式クレーンで対応するとかということは、検討していかなければならないと考えております。

◎坂本（茂）委員 さっき設計風速は何メートルをクリアしているということでしたか。

◎小森港湾・海岸課長 50メートルです。最大平均風速です。瞬間風速ではございません。平均風速50メートルです。

◎加藤委員長 以上で、質疑を終わります。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 それでは、一旦審議を中断しておりました、公園下水道課に再度説明を求めるといたします。

◎片岡公園下水道課長 公園下水道課でございます。先ほどは大変失礼いたしました。確認してまいりましたが、現地のボーリング結果から、現地の地下水が2層に分かれています。15メートル層と、粘土層を挟んで25メートル層と、2層に分かれています。今回ディープウェルで水位を下げようというのが、25メートル層の水位を下げよう。現地の井戸が、当初その15メートル層の取水をしているという想定をしておりましたけれども、15メートル層が塩水化の傾向があるということで、25メートル層の地下水を取水していたので、ディープウェルで25メートル、その地下水を吸い上げることによって、周辺の井戸に影響が起きるとということで、工法を見直したということでございます。

◎吉良委員 どういう影響が出るかという、数値的なことはないのね、だろうと。

◎片岡公園下水道課長 はい、済みません。今の時間の中では、そこまで確認できませんでした。

◎吉良委員 ということは、一般的に考えて影響を受けるだろうという御提案なわけです

ね。

◎片岡公園下水道課長 はい。井戸で取水している地下水の層と同じ層の地下水を吸い上げるので、影響があるという判断でございます。

◎吉良委員 はい。

◎加藤委員長 よろしいですか。

◎吉良委員 はい、いいです。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

〈公園下水道課〉

◎加藤委員長 それでは、引き続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これをまず受けることといたします。

「高知県全県域生活排水処理構想」の策定について、公園下水道課の説明を求めます。

◎片岡公園下水道課長 引き続きまして、公園下水道課から報告事項について御説明させていただきます。土木部報告事項の、公園下水道課のインデックスのページをお開きください。A4のカラーの資料でございます。

生活排水処理施設の整備方針を定めました、高知県全県域生活排水処理構想の策定について、説明させていただきます。生活排水の処理といたしましては、上段に書いておりますけれども、いわゆる下水道や農業集落排水など、処理場に集約して処理を行う集合処理と、各家庭などに浄化槽を設置して処理を行う個別処理がございます。県は平成9年度に各市町村ごとに、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を定めましたものを県の処理構想として取りまとめ、整備に取り組んでまいりました。

中段右のグラフでございますように、処理構想を策定してからこれまで4割程度の普及率の向上を図っておりますが、平成29年度末の高知県の処理人口普及率は全国平均を18.4ポイント下回る72.5%となっております。処理構想は平成15年度、平成23年度と、2度の見直しを行っております。今回改めて人口減少などの地域の実情や市町村の財政状況を踏まえた見直しを行い、中期的、長期的な将来像を描いたものでございます。

生活排水処理につきましては、ある程度人口密度が高い地域では、下水道などの集合処理が効率的となりますが、人口の減少により当初想定した利用人口が見込めなくなることで、集合処理が非効率となる場合がございます。今回の構想におきましては、そうした社会的情勢の変化を踏まえまして、集合処理施設の未着手地区における計画廃止や、事業実施中地区におけます計画規模の縮小など、地域の実情に合わせた整備計画に見直しを行うことといたしました。

資料の下枠の見直しの概要にお示ししますように、27地区の集合処理施設の計画を廃止するとともに9地区の整備計画を縮小し、それぞれ浄化槽による個別処理へと変更するこ

ととしております。これによりまして、下の円グラフにお示ししますとおり、今後下水道などによる処理を予定しておりました19%のうち、約半分が浄化槽による処理に変更することとなります。見直しにより効率的な整備に努め、平成39年度末の中期的な目標といたしましては、集合処理施設の概成を図り86%の普及率を目指し、平成49年度末の長期的な目標といたしましては、残る集合処理施設の早期完了と浄化槽の一層の普及を図り、93.9%の普及率を目指すとともに、将来的な施設運営の持続性を確保することとしております。

なお、中段の普及率の棒グラフのとおり、平成29年度末の普及率が、平成28年度末と比較いたしまして、76.2%から72.5%と3.7%低下してございます。これは、高知市と香南市におきまして浄化槽の台帳整理を行い、本年度、住民基本台帳と突合するなど浄化槽の普及率を再算定した結果、高知市で9.5%、香南市で3.7%低下したことによるものでございます。

高知市、香南市ともに、市の処理構想は策定済みでございまして、両市におきまして改めて検討いたしましたところ、策定済みの中期目標、長期目標は変更することなく、達成に向け整備を進めるとしております。そのため、先ほど説明いたしました県の中期目標、長期目標につきましても見直しすることなく、今後、構想実現に向けて高知市や香南市、また、ほかの市町村とも連携しながら、整備を進めてまいりたいと考えております。なお、今回策定しました構想は、この議会の報告後速やかに公表する予定としております。

公園下水道課からの報告は以上です。

◎加藤委員長 それでは質疑を行います。

◎吉良委員 個別処理で浄化槽を設置した場合に、何らかの補助はお考えですか。

◎片岡公園下水道課長 はい。現行でも補助率がございまして、設置費の4割を補助することとしております。国と県と市町村と、折半で補助する仕組みになってございます。

◎吉良委員 ということは、継続していくということ。この数値をもっと速やかに進めるために、その補助率を上げることは、今のところはないわけですか。

◎片岡公園下水道課長 今のところは、そこまでは考えておりません。今の取り組みを進めていきたいと考えております。

◎吉良委員 なかなか計画通りにいかないものでね。下水道をやっても、つなぐお金がないとかで遅くなったりもしている実態もあるわけですから。もう個別に浄化槽をつくってくださっていても、なかなかそれはそれぞれの事情によって、計画通りに進まないということもあろうかと思っておりますので。時限立法でもいいですし、何らかの形で補助率を上げるようなことも含めて、今後検討していったらどうかと思うんですけれども、そこら辺についてはどうですか。

◎片岡公園下水道課長 まずは現行の制度で市町村と一緒に啓発活動に努めて、整備を促したいと考えております。それでも、どうしても進まない状況になりましたら、それを踏

まえてまた改めて検討していきたいと思います。

◎吉良委員 あと周辺の河川なんかは、個人が流していくわけですけども。やっぱりそこら辺の河川整備についても引き続き、総合的に検討なさるような場を構えて、進捗を図っていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎西森委員 新しい構想を見てみると、将来的なこととして浄化槽の普及の割合が、前の構想からいうとふえたということですけども。この生活排水の処理構想は、たしか市町村の構想を集めてきて、県としての構想をつくっていると認識をしているんですけども。これはそうすると各市町村の構想として、そういう形になっていったと。県が何か市町村に対して、浄化槽を普及させるとか働きかけのもとでというよりも、市町村が判断をして、それを積み重ねていくとこういう形になったという捉え方でいいんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 県が旗振りする前に、国が旗振りをしてございます。地域の自治体の実情に見合った、持続可能な整備をしましょうということで、説明させていただきますと、人口減少によって人家がまばらになったとか、それぞれの市町村の財政状況が厳しいということを踏まえまして、県もそういった国の方針もお伝えしましたし、市町村の整備構想をつくる上でのマニュアルもお示しをしました。それを踏まえた上での、市町村から上がってきたものを、県の構想としてまとめたものでございます。

◎西森委員 私もこの浄化槽の普及ということに関しては、もう大賛成なんですよね。やっぱり下水よりも、これからの財政だとか、また災害であるとかを考えたときには、浄化槽の割合は、もっとふやしていかないといけないんじゃないかと思っていました。以前にも市町村の構想、市町村だけに判断を任せるんじゃないかに、県としてもそういうことを、しっかり市町村に対しても言っていくべきじゃないかということも、言わせていただいたことがありました。あと浄化槽の現状で、72.5%のうち浄化槽が31.2%なんですが、これは単独浄化槽と合併浄化槽の割合は、どんなになっているんでしょうか。

◎片岡公園下水道課長 単独浄化槽は未普及にカウントしてございます。

◎西森委員 そうすると、この浄化槽というのは、もう合併浄化槽だけの考え方という、わかりました。ここの未普及の中に、単独浄化槽が含まれるということなんですけれども、ここを合併浄化槽に変えていく取り組みに関して、これは当然市町村との連携をしながら、進めていくことになろうかと思えますけど、県はそのあたりどう考えているんでしょう。

◎片岡公園下水道課長 それが本当に最大の課題だと思ってございます。利用者の皆様は、単独浄化槽で別に困らないという、ただ排水されるものが今の基準に合っていないものがございますので。もうここにつきましては市町村と連携しながら、啓発に努めていくしかないのかなと思っております。

◎西森委員 なかなか大変な部分もあろうかと思えますけれども、しっかりと市町村と連携しながら、そこは進めていっていただきたいということを、要請させていただきます。

◎加藤委員長 以上で質疑を終わります。

以上で、報告事項について終わります。

きょうできますか。

小休にいたします。

〈小休〉

◎ 時間、あしたのことだったら、あわせてその3億5,000万円の内訳、これも、例えばその駐車場の買い取り補償が幾ら積算していると、ほんでNTTのケーブルの関係が幾らと。3億5,000万円の内訳も一緒に出してください。

◎ ほんなら南国のも聞かないかんようになるが。

◎ 10億円を。

◎ もう一遍聞いたら。

〈正場〉

◎加藤委員長 いいですかね。

それでは正場に復します。

お諮りいたします。

以上をもって、本日の委員会は終了とし、この後の審査についてはあした行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 それでは以後の日程については、明日の午前10時から行いますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(16時35分閉会)